



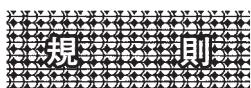
# 長野県報

3月31日(金)  
平成29年  
(2017年)  
号外

## 目次

### 規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(行政改革課) .....	1
事務処理規則等の一部を改正する規則(行政改革課) .....	15



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第25号

#### 長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

#### 目次

第1章 総則(第1条)

第2章 組織及び事務分掌

第1節 本庁

第1款 内外部局

第1目 通則(第2条—第4条の2)

第2目 危機管理部(第4条の3・第4条の4)

第2目の2 企画振興部(第4条の5—第4条の10)

第2目の3 総務部(第5条—第14条)

第2目の4 厳民文化部(第14条の2—第14条の9)

第3目 健康福祉部(第15条—第27条)

第4目 環境部(第27条の2—第27条の7)

第5目 産業労働部(第28条—第30条の2)

第5目の2 觀光部(第30条の3・第30条の4)

第6目 農政部(第31条—第38条)

第7目 林務部(第39条—第42条)

第8目 建設部(第43条—第51条の2)

第2款 会計局(第52条—第55条)

第2節 現地機関

第1款 通則(第56条)

第2款 地域振興局(第56条の2—第56条の4)

第3款 地域振興局以外の現地機関

第1目 消費生活センター(第57条・第58条)

第2目 東京事務所(第59条—第61条)

第3目 白馬ジャンプ競技場(第62条—第64条)

- 第4目 県税事務所(第64条の2・第64条の3)
- 第5目 短期大学(第65条—第77条)
- 第6目 消防学校(第78条・第79条)
- 第7目 消防防災航空センター(第79条の2・第79条の3)
- 第8目 保健福祉事務所(第80条—第81条の3)
- 第9目 保健所(第81条の4—第81条の7)
- 第10目 福祉事務所(第81条の8・第81条の9)
- 第11目 福祉大学校(第81条の10・第81条の11)
- 第12目 社会福祉総合センター(第81条の12・第81条の13)
- 第13目 児童相談所(第82条—第84条の2)
- 第14目 児童相談所広域支援センター(第85条・第86条)
- 第15目 知的障害者更生相談所(第87条・第88条)
- 第16目 波田学院(児童自立支援施設)(第89条—第92条)
- 第17目 女性相談センター(第93条—第95条)
- 第18目 県立ときわぎ寮(婦人保護施設)(第96条—第101条)
- 第19目 松本あさひ学園(児童心理治療施設)(第102条・第103条)
- 第20目 男女共同参画センター(第104条・第104条の2)
- 第21目 信濃学園(障害児入所施設)(第105条—第107条)
- 第22目 県立総合リハビリテーションセンター(第108条—第110条)
- 第23目 西駒郷(障害者支援施設)(第111条・第111条の2)
- 第24目 障がい者福祉センター(第112条—第114条)
- 第25目 労政事務所(第115条—第117条)
- 第26目 勤労者福祉センター(第118条・第119条)
- 第27目 野外趣味活動センター(第119条の2・第119条の3)
- 第28目 工科短期大学校(第120条—第121条の2)
- 第29目 技術専門校(第122条—第124条)
- 第30目 若年者就業サポートセンター(第125条—第130条)
- 第31日 看護大学(第131条—第133条の3)
- 第32日 公衆衛生専門学校(第134条—第140条)
- 第33日 須坂看護専門学校(第141条・第142条)
- 第34日 精神保健福祉センター(第143条・第144条)
- 第35日 食肉衛生検査所(第145条・第146条)
- 第36日 動物愛護センター(第146条の2—第146条の4)

- 第37目 文化会館（第146条の5・第146条の6）  
 第38目 環境保全研究所（第147条—第149条）  
 第39目 名古屋事務所及び大阪事務所（第150条・第151条）  
 第40目 計量検定所（第152条—第154条）  
 第41目 工業技術総合センター（第155条—第162条）  
 第42目 創業支援センター（第163条—第164条の2）  
 第43目 観光情報センター（第165条・第166条）  
 第44目 信州首都圏総合活動拠点（第167条・第168条）  
 第45目 松本空港管理事務所（第169条・第170条）  
 第46目 農業大学校（第171条—第173条）  
 第47目 病害虫防除所（第174条—第175条の2）  
 第48目 地域農業改良普及センター（第176条—第179条）  
 第49目 農業試験場（第180条—第185条）  
 第50目 果樹試験場（第186条—第187条の2）  
 第51目 野菜花き試験場（第187条の3—第187条の6）  
 第52目 畜産試験場（第187条の7—第187条の9）  
 第53目 南信農業試験場（第188条—第195条）  
 第54目 家畜保健衛生所（第196条—第207条）  
 第55目 水産試験場（第208条—第211条）  
 第56目 林業大学校（第212条—第215条）  
 第57目 林業総合センター（第216条—第218条）  
 第58目 県営総合射撃場（第218条の2・第218条の3）  
 第59目 建設事務所（第219条—第221条の2）  
 第60目 流域下水道事務所（第221条の3—第221条の5）  
 第61目 河川改良事務所（第222条—第224条）  
 第62目 ダム管理事務所（第225条—第227条）  
 第63目 砂防事務所（第228条—第230条）  
 第64目 県都市公園（第231条—第234条）  
 第65目 会計センター（第234条の2—第234条の4）

### 第3節 附属機関（第235条—第237条）

#### 第3章 職及び職務（第238条—第243条）

#### 第4章 補則（第244条—第247条）

#### 附則

第3条第3号中「人事課」を「人事課 コンプライアンス・行政経営課」に、「行政改革課 総務事務課」を「総務事務課」に改める。

第4条中「課（）」の次に「コンプライアンス・行政経営課、」を加え、「行政改革課」を「観光誘客課」に改める。

第4条の9中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第4条の10第1項第1号中「推進」を「推進（地域振興局が行う地域振興に係る施策に関する部局間の連絡調整を含む。）」に改める。

第5条の2を次のように改める。

（人事課）

第5条の2 人事課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県の行政組織及び職務権限に関すること。
- (2) 職員定数に関すること。
- (3) 職員の任免、分限及び懲戒に関すること。
- (4) 叙位、叙勲及び褒賞に関すること。
- (5) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (6) 職員の服務に関すること。
- (7) 職員団体に関すること。
- (8) 行政監察に関すること。
- (9) 職員相談に関すること。
- (10) 行政機構審議会及び特別職報酬等審議会の庶務に関すること。

(11) 東京事務所に関すること。

(12) 総務部内のセンター及び他課の所管に属さないこと。

第5条の2の次に次の1条を加える。

（コンプライアンス・行政経営課）

第5条の3 コンプライアンス・行政経営課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) コンプライアンスの推進に関すること。

(2) 行政経営に関すること。

(3) 公社公団等の業務について特に必要な事項の調査に関するこ  
と。

(4) 事業点検に関すること。

第9条第1項中「県税に関する」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 県税に関すること。

(2) 県税事務所に関すること。

第9条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 税務課に、自動車取得税及び自動車税の収納に関する事務をつかさどらせるため、自動車税松本分室及び自動車税長野分室を置く。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第4号を削り、同条第5号中「、児童手当及び子ども手当」を「及び児童手当」に改め、同条中同号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第14条の8第1項第7号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第15条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 地方独立行政法人長野県立病院機構に関すること。

第15条第1項第6号中「後期高齢者医療審査会」を「地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会」に改め、同条第2項第2号中「の庶務」を「及び後期高齢者医療審査会の庶務」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 後期高齢者医療に関すること。

第15条の2第1項第10号を削り、同項第11号中「、准看護師試験委員及び地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会」を「及び准看護師試験委員」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号を同項第11号とする。

第27条の2中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第27条の4中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 公害の苦情及び紛争の処理に関すること。

第30条の3第2項第1号中「こと」の次に「（他の所管に属するものを除く。）」を加える。

第43条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公共事業評価に関すること。

第48条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

第56条第1項中第40号を第41号とし、第5号から第39号までを1号ずつ繰り下げ、第4号を削り、第3号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 県税事務所の設置に関する条例（平成28年長野県条例第43号）による県税事務所 第56条第1項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。 (1) 地域振興局の設置に関する条例（平成28年長野県条例第44号）による地域振興局 第2章第2節第2款を次のように改める。 第2款 地域振興局 (業務) 第56条の2 地域振興局は、地域振興局の設置に関する条例に規定するところにより、知事の権限に属する事務を分掌するとともに、地域における県行政を総合的に推進し、地域の振興を図るところである。 (名称、位置及び管轄区域) 第56条の3 地域振興局の名称、位置及び管轄区域は、地域振興局の設置に関する条例に規定するところにより、別表第1のとおりである。 (内部組織) 第56条の4 地域振興局に、その事務を分掌させるため、総務管理課、企画振興課、環境課、農政課、農地整備課、林務課及び商工観光課を置く。	(4) 水道に関すること。 (5) 凈化槽に関すること。 (6) 自然保護及び自然公園に関すること。 (7) 環境影響評価に関すること。 (8) 廃棄物に関すること。 5 農政課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 農業委員会、農業協同組合その他農業団体の指導監督に関すること。 (2) 農業（水産業を含む。）金融に関すること。 (3) 農畜産物の生産の振興に関すること。 (4) 農業の経営構造対策及び中山間地域における農業生産の確保に関すること。 (5) 環境保全型農業の推進に関すること。 (6) 農薬、肥料及び飼料に関すること。 (7) 野生鳥獣の農作物被害防止対策に関すること。 (8) 農業経営基盤の強化の促進に関すること。 (9) 主要農作物の種子に関すること。 (10) きのこに関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (11) 農産加工及び水産業に関すること。 (12) 農地関係の調整に関すること。 (13) 国有農地並びに開拓財産の管理及び処分に関すること。 (14) 卸売市場に関すること。 (15) 農畜産物の消費、流通及び販売に関すること。 (16) 地産地消に関すること。 6 農地整備課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 土地改良事業に関すること。 (2) 農業構造改善及び農山村整備に関すること（土地基盤に係る計画審査、指導及び確認調査に限る。）。 (3) 土地改良区等の指導に関すること。 (4) 土地改良財産に関すること。 (5) 土地改良施設の維持管理に関すること。 (6) 農業水利権に関すること。 (7) 農業集落排水施設に関すること。 (8) 國土調査に関すること。 7 林務課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 林業の経営構造対策に関すること。 (2) 森林組合に関すること。 (3) 林業金融に関すること。 (4) 林産物に関すること。 (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。 (6) 野生鳥獣被害対策に関すること。 (7) 民有林の施業計画及び経営指導に関すること。 (8) 林業技術の改良普及に関すること。 (9) 林道その他林産物の搬出施設に関すること。 (10) 治山及び林地荒廃防止施設に関すること。 (11) 林地開発に関すること。 (12) 造林及び環境緑化に関すること。 (13) 林業種苗及び林木育種に関すること。 (14) 保安林に関すること。 (15) 森林病害虫の防除に関すること。 (16) 県有林の経営及び県行造林に関すること。 (17) 林野火災対策に関すること。 8 商工観光課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
--	--

- (1) 商工業の振興に関すること。
- (2) 中小企業の金融対策に関すること。
- (3) 中小企業の設備等に係る資金の助成及び融資あつせんに関すること。
- (4) 貸金業に関すること。
- (5) 工業製品の販路の開拓及び拡張に関すること。
- (6) 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工会議所、商工会その他商工団体に関すること。
- (7) 中小企業の経営支援に関すること。
- (8) 火薬類の取締り、高圧ガス及び液化石油ガスの保安、獵銃等の製造販売業並びに電気工事業に関すること。
- (9) 観光に関すること。
- (10) 雇用対策の推進に関すること。
- (11) 技能検定に関すること。

第2章第2節第3款の款名を次のように改める。

### 第3款 地域振興局以外の現地機関

第2章第2節第3款中第59条の前に次の1目及び目名を加える。

#### 第1目 消費生活センター

##### (業務)

第57条 消費生活センターは、消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第1項に規定するところにより、同法第8条第1項各号に掲げる事務を行うところである。

##### (名称、位置及び担当区域)

第58条 消費生活センターの名称、位置及び担当区域は、長野県消費生活条例に規定するところにより、別表第2のとおりとする。

#### 第2目 東京事務所

第2章第2節第4款の款名を削り、第62条の前に次の目名を付する。

#### 第3目 白馬ジャンプ競技場

第64条の次に次の1目を加える。

#### 第4目 県税事務所

##### (業務)

第64条の2 県税事務所は、県税事務所の設置に関する条例に規定するところにより、県税に関する事務を行うところである。

##### (名称、位置及び管轄区域)

第64条の3 県税事務所の名称、位置及び管轄区域は、県税事務所の設置に関する条例に規定するところにより、別表第3のとおりである。

2 前項の規定にかかわらず、県税事務所の設置に関する条例第4条の規定により、県税に関する事務のうち県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、軽油引取税並びにゴルフ場利用税に関するものに係る管轄区域は、別表第4のとおりとする。

第2章第2節第5款の款名を削り、第65条の前に次の目名を付する。

#### 第5目 短期大学

第2章第2節第6款から第8款までの款名を削り、第69条から第77条までを次のように改める。

第69条から第77条まで 削除

第2章第2節第9款の款名を削り、第78条の前に次の目名を付する。

#### 第6目 消防学校

第2章第2節第9款の2の款名を削り、第79条の2の前に次の目名を付する。

#### 第7目 消防防災航空センター

第2章第2節第10款の款名を削り、第80条の前に次の目名を付する。

#### 第8目 保健福祉事務所

第81条第1項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

第2章第2節第10款の2の款名を削り、第81条の4の前に次の目名を付する。

#### 第9目 保健所

第81条の5第1項中「別表第5」を「別表第6」に改める。

第2章第2節第10款の3の款名を削り、第81条の8の前に次の目名を付する。

#### 第10目 福祉事務所

第81条の9第1項中「別表第6」を「別表第7」に改める。

第2章第2節第10款の4の款名を削り、第81条の10の前に次の目名を付する。

#### 第11目 福祉大学校

第2章第2節第10款の5の款名を削り、第81条の12の前に次の目名を付する。

#### 第12目 社会福祉総合センター

第2章第2節第11款の款名を削り、第82条の前に次の目名を付する。

#### 第13目 児童相談所

第83条中「及び長野県諏訪児童相談所」を「、長野県諏訪児童相談所及び長野県佐久児童相談所」に、「行なう」を「行う」に改める。

第84条中「別表第7」を「別表第8」に改める。

第2章第2節第12款の款名を削り、第85条の前に次の目名を付する。

#### 第14目 児童相談所広域支援センター

第2章第2節第13款の款名を削り、第87条の前に次の目名を付する。

#### 第15目 知的障害者更生相談所

第2章第2節第14款の款名を削り、第89条の前に次の目名を付する。

#### 第16目 波田学院（児童自立支援施設）

第2章第2節第15款の款名を削り、第93条の前に次の目名を付する。

#### 第17目 女性相談センター

第2章第2節第16款の款名を削り、第96条の前に次の目名を付する。

#### 第18目 県立ときわぎ寮（婦人保護施設）

第2章第2節第17款の款名及び同節第18款の款名を削り、第98条から第101条までを次のように改める。

第98条から第101条まで 削除

第2章第2節第19款の款名を削り、第102条の前に次の目名を付する。

#### 第19目 松本あさひ学園（児童心理治療施設）

第102条中「軽度の情緒障害を有する」を「家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた」に、「その情緒障害を治し」を「社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い」に、「その他」を「その他の」に改める。

第2章第2節第19款の2の款名を削り、第104条の前に次の目名

を付する。

**第20目 男女共同参画センター**

第2章第2節第20款の款名を削り、第105条の前に次の目名を付する。

**第21目 信濃学園（障害児入所施設）**

第2章第2節第21款の款名を削り、第108条の前に次の目名を付する。

**第22目 県立総合リハビリテーションセンター**

第2章第2節第21款の2の款名を削り、第111条の前に次の目名を付する。

**第23目 西駒郷（障害者支援施設）**

第2章第2節第22款の款名を削り、第112条の前に次の目名を付する。

**第24目 障がい者福祉センター**

第2章第2節第23款の款名を削り、第115条の前に次の目名を付する。

**第25目 労政事務所**

第2章第2節第24款の款名を削り、第118条の前に次の目名を付する。

**第26目 勤労者福祉センター**

第2章第2節第24款の2の款名を削り、第119条の2の前に次の目名を付する。

**第27目 野外趣味活動センター**

第2章第2節第25款の款名を削り、第120条の前に次の目名を付する。

**第28目 工科短期大学校**

第2章第2節第26款の款名を削り、第122条の前に次の目名を付する。

**第29目 技術専門校**

第2章第2節第27款の款名を削り、第125条の前に次の目名を付する。

**第30目 若年者就業サポートセンター**

第2章第2節第28款の款名及び同節第29款の款名を削り、第131条の前に次の目名を付する。

**第31目 看護大学**

第2章第2節第30款の款名を削り、第134条の前に次の目名を付する。

**第32目 公衆衛生専門学校**

第2章第2節第31款の款名を削り、第136条から第140条までを次のように改める。

第136条から第140条まで 削除

第2章第2節第32款の款名を削り、第141条の前に次の目名を付する。

**第33目 須坂看護専門学校**

第2章第2節第33款の款名を削り、第143条の前に次の目名を付する。

**第34目 精神保健福祉センター**

第143条第2項中「第11条」を「第15条第1項」に、「調査研究の推進等」を「施策の推進」に改める。

第2章第2節第34款の款名を削り、第145条の前に次の目名を付する。

**第35目 食肉衛生検査所**

第2章第2節第34款の2の款名を削り、第146条の2の前に次の

目名を付する。

**第36目 動物愛護センター**

第2章第2節34款の3の款名を削り、第146条の5の前に次の目名を付する。

**第37目 文化会館**

第2章第2節第35款の款名を削り、第147条の前に次の目名を付する。

**第38目 環境保全研究所**

第2章第2節第36款の款名を削り、第150条の前に次の目名を付する。

**第39目 名古屋事務所及び大阪事務所**

第2章第2節第37款の款名を削り、第152条の前に次の目名を付する。

**第40目 計量検定所**

第2章第2節第38款の款名を削り、第155条の前に次の目名を付する。

**第41目 工業技術総合センター**

第157条第1項中「精密・電子技術部門」を「精密・電子・航空技術部門」に改め、同条第5項中「精密・電子技術部門」を「精密・電子・航空技術部門」に改め、同項第4号中「及び通信技術」を「、通信技術及び航空技術」に改め、同条第8項の表以外の部分中「精密・電子技術部門」を「精密・電子・航空技術部門」に改め、同項の表の精密・電子技術部門の項中「**精密・電子技術部門**」を

「**精密・電子・航空技術部門**」に改める。」

第2章第2節第39款の款名及び同節第40款の款名を削り、第158条から第162条までを次のように改める。

第158条から第162条まで 削除

第2章第2節第41款の款名を削り、第163条の前に次の目名を付する。

**第42目 創業支援センター**

第2章第2節第42款の款名を削り、第165条の前に次の目名を付する。

**第43目 観光情報センター**

第2章第2節第42款の2の款名を削り、第167条の前に次の目名を付する。

**第44目 信州首都圏総合活動拠点**

第2章第2節第43款の款名を削り、第169条の前に次の目名を付する。

**第45目 松本空港管理事務所**

第2章第2節第44款の款名を削り、第171条の前に次の目名を付する。

**第46目 農業大学校**

第2章第2節第45款の款名を削り、第174条の前に次の目名を付する。

**第47目 病害虫防除所**

第2章第2節第46款の款名を削り、第176条の前に次の目名を付する。

**第48目 地域農業改良普及センター**

第2章第2節第47款の款名を削り、第180条の前に次の目名を付する。

## 第49目 農業試験場

第2章第2節第48款の款名を削り、第186条の前に次の目名を付する。

## 第50目 果樹試験場

第2章第2節第48款の2の款名を削り、第187条の3の前に次の目名を付する。

## 第51目 野菜花き試験場

第2章第2節第48款の3の款名を削り、第187条の7の前に次の目名を付する。

## 第52目 畜産試験場

第2章第2節第49款の款名を削り、第188条の前に次の目名を付する。

## 第53目 南信農業試験場

第2章第2節第50款の款名を削り、第191条から第195条までを次のように改める。

## 第191条から第195条まで 削除

第2章第2節第51款の款名を削り、第196条の前に次の目名を付する。

## 第54目 家畜保健衛生所

第199条第1項中「、防疫課及び環境指導課」を「及び防疫課」に改め、同条第3項中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 家畜の生産向上の技術に関すること。

(6) 家畜の環境衛生の技術指導に関すること。

(7) 家畜人工授精の実施に関すること。

第199条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第2章第2節第52款の款名及び同節第53款の款名を削り、第200条から第207条までを次のように改める。

## 第200条から第207条まで 削除

第2章第2節第54款の款名を削り、第208条の前に次の目名を付する。

## 第55目 水産試験場

第2章第2節第55款の款名を削り、第212条の前に次の目名を付する。

## 第56目 林業大学校

第2章第2節第56款の款名を削り、第216条の前に次の目名を付する。

## 第57目 林業総合センター

第2章第2節第56款の2の款名を削り、第218条の2の前に次の目名を付する。

## 第58目 県営総合射撃場

第2章第2節第57款の款名を削り、第219条の前に次の目名を付する。

## 第59目 建設事務所

第219条に次の1号を加える。

(6) 県営住宅、建築及び景観育成に関すること（長野県安曇野建設事務所、長野県千曲建設事務所及び長野県須坂建設事務所を除く。）。

第220条第2項中「に係る」を「並びに県営住宅、建築及び景観育成に関する事務に係る」に改める。

第221条第1項中「整備課及び」を「整備課（長野県木曽建設事務所及び長野県大町建設事務所を除く。）」に、「を置く」を「及び建築課（長野県下伊那南部建設事務所、長野県木曽建設事務所、長

野県安曇野建設事務所、長野県大町建設事務所、長野県千曲建設事務所及び長野県須坂建設事務所を除く。）」に置くに改め、同条第2項中「置く」を「置き、長野県木曽建設事務所及び長野県大町建設事務所に整備・建築課を置く」に改め、同条に次の2項を加える。

8 建築課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県営住宅等の管理及び改善に関すること。
- (2) 建築物の確認及び取締り並びに建築に係る指導に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに関すること（建築物及び路外駐車場に関する事務に限る。）。
- (4) 地球温暖化対策に関する事務（建築物に関する事務に限る。）。
- (5) 独立行政法人住宅金融支援機構の業務に係る受託事務に関する事務。
- (6) 景観の育成及び屋外広告物に関する事務。
- (7) その他住宅及び建築に関する事務。

9 整備・建築課は、第5項及び前項の事務をつかさどる。

第2章第2節第57款の2の款名を削り、第221条の3の前に次の目名を付する。

## 第60目 流域下水道事務所

第2章第2節第58款の款名を削り、第222条の前に次の目名を付する。

## 第61目 河川改良事務所

第2章第2節第59款の款名を削り、第225条の前に次の目名を付する。

## 第62目 ダム管理事務所

第2章第2節第60款の款名を削り、第228条の前に次の目名を付する。

## 第63目 砂防事務所

第2章第2節第61款の款名を削り、第231条の前に次の目名を付する。

## 第64目 県都市公園

第2章第2節第62款の款名を削り、第234条の2の前に次の目名を付する。

## 第65目 会計センター

附則第3条の見出し中「地方事務所」を「地域振興局」に改め、同条中「第76条第1項」を「第56条の3」に、「地方事務所の設置に関する条例」を「地域振興局の設置に関する条例」に、「別表第2の5」を「別表第2の4」に、「うち別表第2」を「うち別表第1」に、「の地方事務所」を「の地域振興局」に改め、同条の表の

長野県下伊那地方事務所の項中「長野県下伊那地方事務所」を

「長野県南信州地域振興局」に改める。

附則中第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（全国都市緑化信州フェア推進室）

第7条 都市・まちづくり課に、当分の間、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるため、全国都市緑化信州フェア推進室を置く。

(1) 第36回全国都市緑化信州フェアの開催に関する事務。

(2) 平成31年度全国都市緑化祭の開催に関する事務。

2 全国都市緑化信州フェア推進室に、その事務を分掌させるため、班を置くことができるものとし、その設置は、当該室長があらか

じめ知事の承認を得て定める。

3 前項の規定により班を置く室に、その事務を管理させるため、班長を置き、担当係長の職以上の職にある職員のうちから当該室長が指定する。

別表第2を削り、別表第1を別表第2とし、同表の前に次の別表を加える。

(別表第1) (第56条の3関係)

#### 地域振興局

名称	位置	管轄区域
長野県佐久地域振興局	佐久市	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡
長野県上田地域振興局	上田市	上田市 東御市 小県郡
長野県諏訪地域振興局	諏訪市	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
長野県上伊那地域振興局	伊那市	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
長野県南信州地域振興局	飯田市	飯田市 下伊那郡
長野県木曽地域振興局	木曽郡木曽町	木曽郡
長野県松本地域振興局	松本市	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
長野県北アルプス地域振興局	大町市	大町市 北安曇郡
長野県長野地域振興局	長野市	長野市 須坂市 千曲市 境科郡 上高井郡 上水内郡
長野県北信地域振興局	中野市	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡

別表第8を削り、別表第7を別表第8とし、別表第6を別表第7とし、別表第5を別表第6とし、別表第4を別表第5とし、別表第3中「(第76条関係)」を「(第64条の3関係)」に改め、同表の1の

長野県長野地方事務所の項中 「長野県長野地方事務所」 を

「長野県総合県税事務所」 に改め、同表の2中

「長野県佐久地方事務所  
長野県上伊那地方事務所  
長野県松本地方事務所  
長野県長野地方事務所」 を  
「長野県東信県税事務所  
長野県南信県税事務所  
長野県中信県税事務所  
長野県総合県税事務所」

に改め、同表を別表第4とし、別表第2の次に次の別表を加える。

(別表第3) (第64条の3関係)

#### 県税事務所

名称	位置	管轄区域
長野県東信県税事務所	佐久市	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡
長野県東信県税事務所上田事務所	上田市	上田市 東御市 小県郡
長野県南信県税事務所諏訪事務所	諏訪市	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡

長野県南信県税事務所	伊那市	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
長野県南信県税事務所飯田事務所	飯田市	飯田市 下伊那郡
長野県中信県税事務所木曽事務所	木曽郡木曽町	木曽郡
長野県中信県税事務所	松本市	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
長野県中信県税事務所大町事務所	大町市	大町市 北安曇郡
長野県総合県税事務所	長野市	長野市 須坂市 千曲市 境科郡 上高井郡 上水内郡
長野県総合県税事務所北信事務所	中野市	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡

別表第19の長野県上小農業改良普及センターの項中

「長野県上小農業改良普及センター」 を

「長野県上田農業改良普及センター」 に改め、同表の長野県下伊那農業改良普及センターの項中

「長野県下伊那農業改良普及センター」 を

「長野県南信州農業改良普及センター」 に改め、同表の長野県北安曇農業改良普及センターの項中

「長野県北安曇農業改良普及センター」 を

「長野県北アルプス農業改良普及センター」 に改める。別表第20の長野県下伊那農業改良普及センター阿南支所の項中

「長野県下伊那農業改良普及センター阿南支所」 を

「長野県南信州農業改良普及センター阿南支所」 に改める。

別表第29の長野県伊那運動公園の項を削る。

別表第32の1の長野県後期高齢者医療審査会の項を次のように改める。

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第2項の規定による地方独立行政法人長野県立病院機構の業務の実績に関する評価及び同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事項。	健康福祉政策課
-----------------------	---	---------

別表第32の1の長野県国民健康保険審査会の項の次に次のように加える。

長野県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第128条の規定による後期高齢者医療給付に関する処分及び保険料その他同法第4章の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事項。	国民健康保険室
---------------	--	---------

別表第32の1の地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の

項を削る。

別表第32の2の長野県総合計画審議会の項の次に次のように加える。

長野県行政 機構審議会	長野県行政機構審議会条例（昭和39年長野県条例第92号）第2条の規定による長野県の行政機構の合理化に関する重要事項の調査審議に関すること。	人事課
----------------	---	-----

別表第32の2の長野県行政機構審議会の項を削る。

別表第33の危機管理防災課の項の次に次のように加える。

人事課	行政監察員	行政監察
	職員相談員	職員の相談

別表第33のコンプライアンス推進室の項を次のように改める。

コンプラ イアンス・ 行政経営 課	コンプライ アンスリー ダー	コンプライアンスの推進
	行政監察員	行政監察

別表第33の税務課の項を次のように改める。

税務課	軽油特別調 査員	軽油引取税に関する専門的調査及び指導
	軽油調査員	軽油引取税に関する専門的調査
	家屋評価専 門員	不動産取得税に係る家屋評価及び指導
	家屋評価員	不動産取得税に係る家屋評価
分室	分室長	分室の事務の掌理及び所属職員の指揮監督

別表第33の交通事故相談所の項の次に次のように加える。

人権・男 女共同参 画課	女性活躍推 進幹	女性の活躍推進に関する専門的事務の総括掌理
--------------------	-------------	-----------------------

別表第33の健康福祉政策課の項中

「特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務」を

「特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務又は保健医療施策に関する業務」に

改め、同表の医療推進課の項中「医療医監」を「医監」に、

「地域医療の推進」を「医療業務又は保健医療施策」に改め、同表の健康増進課の項を次のように改める。

健康増進 課	医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務又は保健医療施策に関する業務
	管理栄養士	栄養指導業務
	保健技幹	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な保健指導
	保健師	保健指導業務
	栄養指導員	健康増進法（平成14年法律第103号）第18条第1項に規定する職務（同項第1号及び第3号に掲げる職務については、栄養指導に係るものに限る。）

食品衛生監 視員	健康増進法第27条第1項に規定する職務及び食品表示法（平成25年法律第70号）第8条第1項の規定による収去
-------------	---

別表第33の保健・疾病対策課の項中「保健医監」を

「医監」に、「公衆衛生業務」を「医療業務又は保健医療施策

に関する業務」に改め、同表の農業政策課の項中「（平成25年法律第70号）」を削る。

別表第36の消費生活センターの項及び東京事務所の項を削り、同表の地方事務所の項中

地方事務 所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	副所長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理

を

地域振興 局	局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督、複数の現地機関（当該局長が所属する地域振興局の管轄区域の全部又は一部を管轄する現地機関に限る。以下同じ。）に關係する横断的な課題（以下「横断的な課題」という。）で知事が別に定めるものに関する事務の統括掌理、横断的な課題で知事が別に定めるものを解決するための他の現地機関の長に対する必要に応じた指示並びに横断的な課題を解決するための他の現地機関の長の相互の調整及び当該現地機関の長に対する支援
	副局長	局長の職務遂行の補佐及び局務の整理

に、

環境衛生指導員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条に規定する職務
徴収専門員	県税及び付帯債権の未収金の徴収対策に関する事務

を

環境衛生指導員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条に規定する職務
---------	-----------------------------

に、

建築主事	建築基準法第6条第1項に規定する職務
建築監視員	建築基準法第9条の2に規定する職務
公営住宅監理員	公営住宅法第33条に規定する職務
改良住宅監理員	住宅地区改良法第29条の規定により準用する公営住宅法第33条に規定する職務
廃棄物対策推進 主幹（下伊那に 限る。）	廃棄物処理施設の整備促進に関する職務

自動車税分室長 (松本及び長野市に限る。)	自動車税分室の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
--------------------------	-------------------------

「特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務又は保健医療施策に関する業務」

に、「第28条第1項

廃棄物対策推進主幹 (南信州に限る。)	廃棄物処理施設の整備促進に関する職務
------------------------	--------------------

項目に規定する職務」を「第28条第1項及び健康増進法第27条第1項に規定する職務並びに食品表示法第8条第1項の規定による収去」に改め、同表の児童相談所の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表の児童相談所広域支援センターの項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に、

鳥獣対策専門員	鳥獣の保護及び野生鳥獣被害対策に関する専門的事務
---------	--------------------------

「児童心理司

児童の心理の相談及び判定

鳥獣対策専門員	鳥獣の保護及び野生鳥獣被害対策に関する専門的事務
技術専門員	市町村等の農業土木工事の技術に関する専門的事務

「児童心理司

児童の心理の相談及び判定

に改め、同項の次に次のように加える。

消費生活センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
東京事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
	課長	所長が特に命じた事務の処理
	課長補佐	所長が指定する特定の事務の分掌
県税事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
	課長補佐	次長の職務遂行の補佐及び所務の整理
	係長	所務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
	徴収専門員	県税及び付帯債権の未収金の徴収対策に関する事務

に改め、同表の県立総合リハビリテーションセンターの項中

「特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務」

を

「特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務又は保健医療施策に関する業務」

に改め、同表の工

科短期大学校の項中

「事務局次長

事務局長の職務遂行の補佐及び局務の整理

を

「事務局次長

事務局長の職務遂行の補佐及び局務の整理

「教育連携推進員  
(南信工科短期大学校に限る。)

教育機関との連携の推進に関する専門的事務

に改め、同表の建設事務所の項中

「河川監理員

河川法(昭和39年法律第167号)第77条第1項に規定する職務

を

「河川監理員

河川法(昭和39年法律第167号)第77条第1項に規定する職務

「建築主事(安曇野建設事務所、千曲建設事務所及び須坂建設事務所を除く。)

建築基準法第6条第1項に規定する職務

「建築監視員(安曇野建設事務所、千曲建設事務所及び須坂建設事務所を除く。)

建築基準法第9条の2に規定する職務

別表第36の保健福祉事務所の項中

「特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務」

を

「特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務又は保健医療施策に関する業務」

に、「第28条第1項

項目に規定する職務」を「第28条第1項及び健康増進法第27条第1項に規定する職務並びに食品表示法第8条第1項の規定による収去」に改め、同表の保健所の項中

「特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務」

を

公営住宅監理員 (安曇野建設事務所、千曲建設事務所及び須坂建設事務所を除く。)	公営住宅法第33条に規定する職務
改良住宅監理員 (安曇野建設事務所、千曲建設事務所及び須坂建設事務所を除く。)	住宅地区改良法第29条の規定により準用する公営住宅法第33条に規定する職務

長野県松本地方事務所	長野県松本建設事務所
長野県北安曇地方事務所	長野県大町建設事務所
長野県長野地方事務所	長野県長野建設事務所
長野県北信地方事務所	長野県北信建設事務所

(家畜商法に基づき提出する書類の経由に関する規則等の一部改正)

3 次に掲げる規則の規定中「所轄地方事務所長」を「所轄地域振興局長」に改める。

- (1) 家畜商法に基づき提出する書類の経由に関する規則(昭和24年長野県規則第96号)本則
- (2) 森林病害虫等防除法施行細則(昭和27年長野県規則第96号)第9条

(3) 家畜取引法施行細則(昭和31年長野県規則第41号)第5条

(4) 養鶏振興法施行細則(昭和35年長野県規則第62号)第3条  
(水産業協同組合法施行細則等の一部改正)

4 次に掲げる規則の規定中「地方事務所長」を「地域振興局長」に改める。

- (1) 水産業協同組合法施行細則(昭和25年長野県規則第14号)第16条

(2) 森林法施行細則(昭和35年長野県規則第25号)第19条

(3) 水産業協同組合検査規則(昭和39年長野県規則第97号)第10条

(4) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則(昭和42年長野県規則第39号)第4条

(5) 農業協同組合検査規則(昭和44年長野県規則第8号)第13条  
(通訳案内士法に基づき提出する書類の経由に関する規則等の一部改正)

5 次に掲げる規則の規定中「すべて」を「全て」に、「地方事務所長」を「地域振興局長」に改める。

- (1) 通訳案内士法に基づき提出する書類の経由に関する規則(昭和26年長野県規則第11号)本則

(2) 牧野法施行細則(昭和26年長野県規則第76号)第5条  
(地すべり等防止法施行細則等の一部改正)

6 次に掲げる規則の規定中「所轄地方事務所」を「所轄地域振興局」に改める。

- (1) 地すべり等防止法施行細則(昭和34年長野県規則第16号)第9条第1号

(2) 消防法施行細則(昭和35年長野県規則第44号)第6条

(3) 災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則(昭和38年長野県規則第54号)第11条

(4) 林業種苗法施行細則(昭和46年長野県規則第1号)第6条

(5) 公害の防止に関する条例施行規則(昭和48年長野県規則第7号)第20条第2項

(6) 家畜改良増殖法施行細則(昭和58年長野県規則第43号)第5条

(7) 凈化槽法施行細則(昭和60年長野県規則第33号)第3条第1項  
(長野県県税に関する規則の一部改正)

7 長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「地方事務所長」を「県税事務所長」に改め、同条第3号中「地方事務所税務課」を「県税事務所」に改める。

に改める。

別表第39の行政情報センター所長の項の次に次のように加える。

東信県税事務所長	佐久地域振興局長
東信県税事務所上田事務所長	上田地域振興局長
南信県税事務所諏訪事務所長	諏訪地域振興局長
南信県税事務所長	上伊那地域振興局長
南信県税事務所飯田事務所長	南信州地域振興局長
中信県税事務所木曽事務所長	木曽地域振興局長
中信県税事務所長	松本地域振興局長
中信県税事務所大町事務所長	北アルプス地域振興局長
総合県税事務所長	長野地域振興局長
総合県税事務所北信事務所長	北信地域振興局長

別表第39の長野県創業支援センター岡谷センター長の項中

「長野県工業技術総合センター精密・電子  
技術部門長」を

「長野県工業技術総合センター精密・電子・  
航空技術部門長」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に次の表の左欄に掲げる地方事務所の長がした処分その他の行為又は当該地方事務所の長に対してなされた申請その他の行為のうち、この規則の施行の日以後において同表の右欄に掲げる建設事務所の長が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、同表の左欄に掲げる地方事務所の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる建設事務所の長がした処分その他の行為又は当該建設事務所の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

左 欄	右 欄
長野県佐久地方事務所	長野県佐久建設事務所
長野県上小地方事務所	長野県上田建設事務所
長野県諏訪地方事務所	長野県諏訪建設事務所
長野県上伊那地方事務所	長野県伊那建設事務所
長野県下伊那地方事務所	長野県飯田建設事務所
長野県木曽地方事務所	長野県木曾建設事務所

第5条第2号及び第32条中「地方事務所」を「県税事務所」に改める。

第33条第2項及び第83条の12第3号中「地方事務所長」を「県税事務所長」に改める。

第118条第2号中「地方事務所税務課」を「県税事務所」に改める。

様式第4号中「長野県 地方事務所長 殿」を「長野県 県税事務所長 殿」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「長野県 地方事務所長 団」を「長野県 県税事務所長 团」に、「地方事務所を」を「県税事務所を」に改める。

様式第8号の一般用の第1片の裏面の4中「地方事務所」を「県税事務所」に改め、同一般用の第3片の備考の3の表中

「長野県 地方事務所 長野県 地方事務所長」を

「長野県 県税事務所 長野県 県税事務所長」に改め、同様式の個人事業

税用の表面中「長野県 地方事務所」を

「長野県 県税事務所」に、

「(納付場所→指定金融機関→地方事務所保管)」を「(納付場所→指定金融機関→県税事務所保管)」に、

「長野県 地方事務所長 団」を

「長野県 県税事務所長 团」に改め、同個人事業税用の裏面の4中「地方事務所」を「県税事務所」に改め、同様式の個人事業税口座振替用の表面中「長野県 地方事務所長 团」を

「長野県 県税事務所長 团」に改め、同個人事業税口座振替用の裏面の4中「地方事務所」を「県税事務所」に改め、同様式の不動産取得税用の表面中

「長野県 地方事務所」を

「長野県 県税事務所」に、

「(納付場所→指定金融機関→地方事務所保管)」を

「(納付場所→指定金融機関→県税事務所保管)」に、

「長野県 地方事務所長 团」を

「長野県 県税事務所長 团」に改め、同不動産取得税用の裏面の4中「地方事務所」を「県税事務所」に改める。

様式第9号中「長野県 地方事務所長 团」を

「長野県 県税事務所長 团」に、「地方事務所を」を

「県税事務所を」に改める。

様式第10号の一般用の表面中「長野県 地方事務所長 团」を「長野県 県税事務所長 团」に改め、同一般用の裏面の

2中「地方事務所」を「県税事務所」に改め、同様式の法人県民税・法人事業税用、個人事業税用、不動産取得税用、軽油引取税用及びゴルフ場利用税用中「長野県 地方事務所長 团」を

「長野県 県税事務所長 团」に、「地方事務所を」を

「県税事務所を」に改める。

様式第10号の2中「長野県 地方事務所長 团」を

「長野県 県税事務所長 团」に改め、同様式の注の2中

「地方事務所」を「県税事務所」に改める。

様式第11号の一般用の第1片及び第2片中

「長野県 地方事務所」を

「長野県 県税事務所」に改め、同一般用の第3片中

「長野県 地方事務所」を

「長野県 県税事務所」に、

「(納付(納入)場所→指定金融機関総括店→地方事務所保管)」を

「(納付(納入)場所→指定金融機関総括店→県税事務所保管)」に改め、同様式の税務総合オンライン端末用中

「長野県 地方事務所」を

「長野県 県税事務所」に、「(地方事務所保管)」を

「(県税事務所保管)」に改める。

様式第13号中「(長野県 地方事務所長)」を

「(長野県 県税事務所長)」に、「地方事務所を」を「県税事務所を」に改める。

様式第14号及び様式第17号から様式第18号の2までの規定中

「長野県 地方事務所長 団」を

「長野県 県税事務所長 团」に、「地方事務所を」を「県税事務所を」に改める。

様式第19号及び様式第22号中「長野県 地方事務所長 殿」を「長野県 県税事務所長 殿」に改める。

様式第24号中「長野県 地方事務所長 团」を

「長野県 県税事務所長 团」に、「地方事務所を」を「県税事務所を」に改める。

様式第25号中「長野県 地方事務所長 团」を

「長野県 県税事務所長 团」に改める。

様式第26号中「長野県 地方事務所長 殿」を

「長野県 県税事務所長 殿」に改める。

様式第27号中「長野県 地方事務所長 团」を

「長野県 県税事務所長 团」に、「地方事務所を」を「県税事務所を」に改める。

様式第28号中「長野県 地方事務所長 团」を

「長野県 県税事務所長 团」に改める。

様式第29号及び様式第30号中「長野県 地方事務所長 团」を「長野県 県税事務所長 团」に、「地方事務所を」を「県税事務所を」に改める。

様式第31号及び様式第31号の2中

「長野県 地方事務所長 殿」を

「長野県 県税事務所長 殿」に改める。

様式第32号、様式第33号及び様式第35号中

「長野県 地方事務所長 团」を

「長野県 県税事務所長 团」に、「地方事務所を」を「県税事務所を」に改める。

様式第36号中「長野県 地方事務所長 殿」を  
「長野県 県税事務所長 殿」に改める。

「地方事務所  
(税務課)」

様式第37号の一般用の表面中  
「県税事務所  
(税務課)」

「長野県 地方事務所長 団」を  
「長野県 県税事務所長 团」に改め、同一般用の裏面の1  
中「地方事務所」を「県税事務所」に改め、同様式の複数税目・  
複数年度充当用中  
「地方事務所  
(税務課)」

「県税事務所  
(税務課)」

「長野県 地方事務所長 团」を  
「長野県 県税事務所長 团」に、「地方事務所を」を  
「県税事務所を」に改める。

様式第38号中「長野県 地方事務所長 团」を  
「長野県 県税事務所長 团」に、「地方事務所税務課」を  
「県税事務所」に改める。

様式第43号中「長野県 地方事務所長 团」を  
「長野県 県税事務所長 团」に改める。

様式第44号中「長野県 地方事務所長 殿」を  
「長野県 県税事務所長 殿」に改める。

様式第46号中「長野県 地方事務所長 殿」を  
「長野県 県税事務所長 殿」に、  
「長野県 地方事務所長 团」を  
「長野県 県税事務所長 团」に改める。

様式第47号中「長野県 地方事務所長 团」を  
「長野県 県税事務所長 团」に、「地方事務所を」を  
「県税事務所を」に改める。

様式第48号から様式第49号までの規定中  
「長野県 地方事務所長 殿」を  
「長野県 県税事務所長 殿」に改める。

様式第51号の一般用、法人の県民税用、法人の事業税用、不動  
産取得税用及び狩猟税用中「長野県 地方事務所長 殿」を  
「長野県 県税事務所長 殿」に改める。

様式第53号、様式第64号及び様式第64号の2中  
「長野県 地方事務所長 殿」を  
「長野県 県税事務所長 殿」に改める。

様式第65号の表面中「長野県 地方事務所長 团」を  
「長野県 県税事務所長 团」に改め、同様式の裏面の注の  
2中「地方事務所」を「県税事務所」に改める。

様式第66号及び様式第66号の2中  
「長野県 地方事務所長 团」を  
「長野県 県税事務所長 团」に、「地方事務所を」を  
「県税事務所を」に改める。

様式第67号から様式第72号まで、様式第82号から様式第83号ま  
で、様式第85号、様式第86号、様式第88号から様式第88号の3ま

で、様式第88号の5、様式第88号の6、様式第88号の8、様式第  
88号の9及び様式第90号中「長野県 地方事務所長 殿」を  
「長野県 県税事務所長 殿」に改める。

様式第91号中「長野県 地方事務所長 团」を  
「長野県 県税事務所長 团」に、「地方事務所を」を  
「県税事務所を」に改める。

様式第107号中「長野県 地方事務所長 殿」を  
「長野県 県税事務所長 殿」に改める。

様式第108号中「長野県 地方事務所長 团」を  
「長野県 県税事務所長 团」に、「、地方事務所長」を  
「、県税事務所長」に、「地方事務所を」を「県税事務所を」に  
改める。

様式第109号から様式第114号の6までの規定中  
「長野県 地方事務所長 殿」を  
「長野県 県税事務所長 殿」に改める。  
県民税利子割  
県民税配当割  
様式第115号の  
用中  
県民税株式等譲渡所得割  
県たばこ税  
「長野県 地方事務所長 团」を  
「長野県 県税事務所長 团」に改め、  
県民税利子割  
県民税配当割  
同  
用の注の2中「地方事務所」を  
県民税株式等譲渡所得割  
県たばこ税  
「県税事務所」に改め、同様式の軽油引取税用中  
「長野県 地方事務所長」を「長野県 県税事務所長」  
に改め、同軽油引取税用の注の3中「地方事務所」を  
「県税事務所」に改め、同様式のゴルフ場利用税用中  
「長野県 地方事務所長」を「長野県 県税事務所長」  
に改め、同ゴルフ場利用税用の注の3中「地方事務所」を  
「県税事務所」に改める。

様式第115号の2中「長野県 地方事務所長 团」を  
「長野県 県税事務所長 团」に改め、同様式の注の1中  
「地方事務所」を「県税事務所」に改める。

様式第127号中「長野県 地方事務所長 殿」を  
「長野県 県税事務所長 殿」に改める。

様式第128号中「地方事務所長 殿」を「県税事務所長 殿」  
に改める。

様式第129号中「長野県 地方事務所長 殿」を  
「長野県 県税事務所長 殿」に改める。

様式第130号中「長野県 地方事務所」を  
「長野県 県税事務所」に改める。

様式第152号中「長野県 地方事務所長 殿」を  
「長野県 県税事務所長 殿」に、「地方事務所記載欄」を  
「県税事務所記載欄」に改める。

様式第154号の2から様式第154号の5までの規定中  
「長野県 地方事務所長 殿」を  
「長野県 県税事務所長 殿」に改める。

様式第155号中「地方事務所長」を「県税事務所長」に改める。

様式第156号の第1片の表面中

「**長野県 地方事務所**」を  
 「**長野県 県税事務所**」に、  
 「長野県 地方事務所長 団」を  
 「長野県 県税事務所長 団」に改め、同様式の第2片中  
 「**長野県 地方事務所**」を  
 「**長野県 県税事務所**」に改め、同様式の第3片中  
 「**長野県 地方事務所**」を  
 「**長野県 県税事務所**」に、  
 「(納入場所→指定金融機関総括店→地方事務所)」を  
 「(納入場所→指定金融機関総括店→県税事務所)」に改める。  
 (建築基準法施行細則等の一部改正)  
 8 次に掲げる規則の規定中「地方事務所」を「建設事務所」に改める。  
 (1) 建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)第2条第2項、第18条、第38条第1項及び第39条  
 (2) 宅地建物取引業法施行細則(昭和40年長野県規則第11号)第4条第1項及び第10条  
 (3) 県営住宅等に関する規則(昭和44年長野県規則第30号)第25条  
 (4) 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則(昭和46年長野県規則第7号)第13条第1項及び第15条  
 (5) 長野県景観規則(平成4年長野県規則第41号)第3条第2項及び第22条第1項  
 (6) 長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14号)第12条  
 (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成13年長野県規則第36号)第6条第1項  
 (8) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成27年長野県規則第3号)第8条  
 (農業協同組合法施行細則等の一部改正)  
 9 次に掲げる規則の規定中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。  
 (1) 農業協同組合法施行細則(昭和37年長野県規則第45号)第20条  
 (2) 被服貸与規則(昭和39年長野県規則第24号)別表の1の(34)の項及び(43)の項  
 (3) 地方卸売市場等に関する条例施行規則(昭和46年長野県規則第79号)第19条  
 (4) 森林組合法施行細則(昭和53年長野県規則第30号)第15条  
 (5) 長野県自然環境保全条例施行規則(昭和54年長野県規則第30号)第42条  
 (6) 貸金業法施行細則(昭和58年長野県規則第39号)第3条第1項及び第5条

(7) 長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則(平成16年長野県規則第47号)第10条  
 (8) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務に関する規則(平成19年長野県規則第13号)第2条第3号  
 (土地改良法施行細則の一部改正)  
 10 土地改良法施行細則(昭和40年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。  
 第33条中「すべて所轄地方事務所長」を「全て所轄地域振興局長」に改める。  
 (財務規則の一部改正)  
 11 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。  
 第55条第1号中「地方事務所長」を「県税事務所長」に改める。  
 別表第1の13を同14とし、同4から12までを同5から13までとし、同3中「短期大学」を「東信県税事務所 東信県税事務所上田事務所 南信県税事務所諏訪事務所 南信県税事務所 南信県税事務所飯田事務所 中信県税事務所木曽事務所 中信県税事務所 中信県税事務所大町事務所 総合県税事務所 総合県税事務所北信事務所 短期大学」に改め、同3を同4とし、同2中「松本空港管理事務所 佐久地方事務所 上小地方事務所 諏訪地方事務所 上伊那地方事務所 下伊那地方事務所 木曽地方事務所 松本地方事務所 北安曇地方事務所 長野地方事務所 北信地方事務所」を「松本空港管理事務所」に改め、同2を同3とし、同1を同2とし、同2の前に次のように加える。  
 1 地域振興局関係  
 佐久地域振興局 上田地域振興局 諏訪地域振興局 上伊那地域振興局 南信州地域振興局 木曽地域振興局 松本地域振興局 北アルプス地域振興局 長野地域振興局 北信地域振興局  
 様式第95号の税外収入金電子計算システム手書用の第1片中  
 「地」「地」  
 「事」を「振」に改める。  
 「課」「課」  
 様式第97号の県税等徴収金一般用の第3片中「(地方事務所保管)」を「(県税事務所保管)」に改める。  
 様式第98号の県税等徴収金一般用中「長野県 地方事務所」を「長野県 県税事務所」に、同様式の自動車税用中  
 「長野県 地方事務所」を  
 「長野県 県税事務所」に改める。  
 様式第105号の県税等徴収金一般用中「地方事務所」を「県税事務所」に改める。  
 様式第108号の県税等徴収金用中  
 「長野県 地方事務所長 様」を  
 「長野県 県税事務所長 様」に、  
 「長野県 地方事務所長 団」を  
 「長野県 県税事務所長 团」に改める。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)	「長野県 県税事務所長 殿」に改める。
12 特殊勤務手当に関する規則（昭和44年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。 第2条中「地方事務所税課」を「県税事務所」に改める。 第8条第1項第5号及び第6号中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。 （土地改良財産の管理等に関する規則の一部改正）	（創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部改正）
13 土地改良財産の管理等に関する規則（昭和45年長野県規則第49号）の一部を次のように改正する。 第9条第6号中「所轄地方事務所長」を「所轄地域振興局長」に改める。 第33条第1項中「地方事務所長」を「地域振興局長」に改める。 第35条中「所轄地方事務所」を「所轄地域振興局」に改める。 様式第12号中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正）	20 創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則（平成18年長野県規則第31号）の一部を次のように改正する。 第2条中「地方事務所長」を「地域振興局長」に改める。 第3条から第5条までの規定中「地方事務所長」を「県税事務所長」に改める。 様式第1号及び様式第2号中「長野県 地方事務所長 殿」を「長野県 地域振興局長 殿」に改める。 様式第3号及び様式第5号中「長野県 地方事務所長 殿」を「長野県 県税事務所長 殿」に改める。 （消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部改正）
14 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和47年長野県規則第1号）の一部を次のように改正する。 第9条第1項中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。 第10条中「所轄地方事務所」を「所轄地域振興局」に改める。 様式第2号中「管轄地方事務所」を「管轄地域振興局」に改める。 様式第4号の2中「長野県 地方事務所長 殿」を「長野県 地域振興局長 殿」に改める。 （市町村土地開発公社の設立及び監督に関する規則の一部改正）	21 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第10号）の一部を次のように改正する。 第3条中「地方事務所長」を「地域振興局長」に改める。 第4条中「地方事務所長」を「県税事務所長」に改める。 様式第1号中「長野県 地方事務所長 殿」を「長野県 地域振興局長 殿」に、「すべて」を「全て」に改める。 様式第2号中「長野県 地方事務所長 殿」を「長野県 県税事務所長 殿」に改める。 （長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則の一部改正）
15 市町村土地開発公社の設立及び監督に関する規則（昭和48年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。 第11条中「管轄地方事務所」を「管轄地域振興局」に改める。 （建築土法施行細則の一部改正）	22 長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第10号）の一部を次のように改正する。 第9条第2項中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。 第12条中「地方事務所の」を「地域振興局の」に、「関係地方事務所長」を「関係地域振興局長」に改める。 （用紙の使用に関する経過措置）
16 建築土法施行細則（昭和50年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。 第39条第1項及び第40条中「地方事務所」を「建設事務所」に改める。 第43条中「所轄地方事務所」を「所轄建設事務所」に改める。 （浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部改正）	23 この規則の施行前に、附則第7項の規定による改正前の長野県県税に関する規則、附則第11項の規定による改正前の財務規則、附則第14項の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則、附則第19項の規定による改正前の信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手続に関する規則、附則第20項の規定による改正前の創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則又は附則第21項の規定による改正前の消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。
17 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則（昭和60年長野県規則第26号）の一部を次のように改正する。 第3条第1項中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。 第12条中「所轄地方事務所」を「所轄地域振興局」に改める。 （長野県環境影響評価条例施行規則の一部改正）	
18 長野県環境影響評価条例施行規則（平成10年長野県規則第26号）の一部を次のように改正する。 第64条第1項中「地方事務所の」を「地域振興局の」に、「関係地方事務所長」を「関係地域振興局長」に改める。 （信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手続に関する規則の一部改正）	
19 信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手続に関する規則（平成17年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。 様式第5号中「長野県 地方事務所長 殿」を	行政改革課

事務処理規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部 守一

## 長野県規則第26号

### 事務処理規則等の一部を改正する規則

(事務処理規則の一部改正)

第1条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「長野県下伊那地方事務所長」を「長野県南信州地域振興局長」に、「長野県長野地方事務所長」を「長野県長野地域振興局長」に改める。

附則第6項を次のように改める。

6 中央新幹線鉄道の建設に係る地域振興局長に対する別表第2の4の(12)のア及びイ、同(43)のアの(7)のf並びに同(62)の規定の適用については、当分の間、同(12)のア中「事項(2以上の地域振興局の管轄区域に係るもの)を除く。イにおいて同じ。)」とあるのは「事項」と、同(カ)中「受理(その面積が30ヘクタールを超えるものを除く。(カ)から(チ)までにおいて同じ。)」とあるのは「受理」と、同(43)のアの(7)のf中「他県又は2以上の地域振興局の管轄区域」とあるのは「他県」と、同(62)のア中「事項(2以上の地域振興局の管轄区域に係るもの)を除く。)」とあるのは「事項」と、同(イ)中「事項(長野県自然環境保全条例第20条に規定する大規模開発行為で、その対象面積が30ヘクタールを超えるものに係るもの)を除く。イの(ヒ)から(ム)まで及びウの(イ)のfから1までにおいて同じ。)」とあるのは「事項」と、同イ中「場合及び2以上の地域振興局の管轄区域に係るもの」とあるのは「場合」と、同ウ中「事項(2以上の地域振興局の管轄区域に係るもの)を除く。)」とあるのは「事項」とする。

附則第7項中「別表第2の37の(3)のアの(イ)のd」を「別表第2の38の(3)のアの(イ)のd」に、「並びに同(7)のウ」を「、同(7)のウ、同(23)、同(26)のア、キからケまで及びサ並びに同(30)のア及びイ」に改め、「「もの」の次に「と、同(23)中「(アからオまでにおいては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上のものを除く。)及び」とあるのは「及び」と、同(26)のア中「事項(ヤ)、(カ)及び(リ)においては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係るもの)を除く。)」とあるのは「事項」と、同キ中「事項(カ)、(カ)及び(コ)から(シ)までにおいては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係るもの)を除く。)」とあるのは「事項」と、同(23)中「(アからオまでにおいては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係るもの)を除く。)」とあるのは「事項」と、同(26)のア中「事項(ヤ)、(カ)から(キ)まで、(コ)及び(ス)においては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係るもの)を除く。)」とあるのは「事項」と、同サ中「事項(イ)から(カ)まで、(カ)から(シ)まで、(セ)から(チ)まで、(ト)及び(ヌ)から(ハ)までにおいては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係るもの)を除く。)」とあるのは「事項」と、同(30)のアの(7)中「受理(建築物等の新築、増築、改築又は移転にあっては当該行為に係る部分の地階を除く階数が5以上で、かつ、

延べ面積が5,000平方メートル以上のもの及び土地の形質の変更にあっては当該変更に係る土地の面積が4万平方メートルを超えるものを除く。(イ)から(コ)まで及びイの(イ)から(カ)までにおいて同じ。)」とあるのは「受理」を加える。

別表第2の1中「長野県東京事務所、長野県短期大学、地方事務所」を「地域振興局、長野県東京事務所、県税事務所、長野県短期大学」に改め、同3の(1)のア中「精密・電子技術部門」を「精密・電子・航空技術部門」に、「別表第8の12」を「別表第8の13」に改め、同4を削り、同5中「地方事務所長に委任」を「地域振興局長に委任」に改め、同(8)のサを削り、同コの(チ)を削り、同(ト)を同(チ)とし、同コを同サとし、同ケの次に次の事項を加える。

コ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)の規定に基づく次の事項

- (7) 第18条第1項の規定による技術基準適合命令
- (イ) 第28条第2項の規定による指導及び助言
- (ウ) 第29条第2項の規定による報告の徴収
- (エ) 第30条第2項の規定による立入検査及び質問

別表第2の5の(9)及び(10)を削り、同(11)を同(9)とし、同(12)を同(10)とし、同(13)のア中「(7)から(イ)まで、(サ)及び(シ)においては、」を削り、「地方事務所」を「地域振興局」に改め、同(カ)から(コ)までを削り、同(サ)を同(カ)とし、同(シ)を同(カ)とし、同(ス)から(ツ)までを削り、同(13)を同(11)とし、同(14)のア中「地方事務所」を「地域振興局」に改め、同(14)に次の事項を加える。

オ 民間との協働による山岳環境保全事業補助金交付要綱(平成21年7月3日付け21自保第76号環境部長通知)の規定に基づく補助金の交付

カ 山岳環境整備推進事業補助金交付要綱(平成28年4月28日付け28自保第39号環境部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(14)を同(12)とし、同(15)のウ中「第7条第6項」を「第9条第6項」に改め、同カの(7)中「第8条」を「第8条第1項(第15条及び第19条において準用する場合を含む。)」に改め、同(カ)中「第18条第1項」を「第25条第1項(第19条において準用する場合を含む。)」に改め、同(カ)を同(コ)とし、同(カ)中「第17条」を「第24条(第19条において準用する場合を含む。)」に改め、同(カ)を同(カ)とし、同(カ)の前に次の事項を加える。

(カ) 第18条第2項第2号の規定による届出の受理

別表第2の5の(15)のカの(カ)及び(イ)を削り、同(カ)中「第12条第2項」を「第16条第2項(第19条において準用する場合を含む。)」に改め、同(カ)を同(カ)とし、同(7)の次に次の事項を加える。

(カ) 第10条第2項(第15条及び第19条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

(カ) 第10条第3項第2号の規定による届出の受理

(カ) 第10条第4項(第19条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

(カ) 第11条(第15条及び第19条において準用する場合を含む。)の規定による指導及び助言

(カ) 第15条において準用する第12条第1項の規定による改善命令

別表第2の5の(15)のキの(7)中「第6条」を「第10条第2項」に改め、同(カ)中「第8条第6号」を「第26条第1項第6号」に、「地方事務所」を「地域振興局」に改め、同(カ)を同(カ)とし、同(7)

の後に次の事項を加える。

- (イ) 第21条の規定による届出書の受理  
別表第2の5の(15)のキに次の事項を加える。

(ア) 第26条第2項の規定による届出書  
(オ) 第28条の規定による届出書の受理  
(カ) 第36条の規定による届出書の受理

別表第2の5の(15)を同(13)とし、同(16)を同(14)とし、同(17)を同(15)とし、同(18)を削り、同(19)のアを削り、同イを同アとし、同ウを同イとし、同エ中「強い農業づくり交付金交付要綱」を「強い農業づくり交付金事業補助金交付要綱」に、「交付金の」を「補助金の」に改め、同エを同ウとし、同オからスまでを同エからシまでとし、同セ中「新規就農・経営継承総合支援事業補助金等交付要綱」を「農業人材力強化総合支援事業補助金等交付要綱」に改め、同セを同スとし、同ソからチまでを同セからタまでとし、同ツ中「畜産競争力強化対策整備事業補助金交付要綱」を「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱」に改め、同ツを同チとし、同(19)に次の事項を加える。

ツ 産地パワーアップ事業補助金交付要綱（平成28年7月  
7日付け28農技第226号農政部長通知）の規定に基づく  
補助金の交付（事業が県全域にわたる団体に係るもの  
除く。）

別表第2の5の(19)を同(16)とし、同(20)を同(17)とし、同(21)を同(18)とし、同(22)のアの(イ)及び(カ)中「地方事務所」を「地域振興局」に改め、同(22)を同(19)とし、同(23)を同(20)とし、同(24)を同(21)とし、同(21)の次に次の事項を加える。

(22) 農林金融に関する事項

ア 農業近代化資金融資利子補給金交付要綱（平成25年12月19日付け25農振第416号農政部長通知）第4第2号の規定による融資の承認のうち、次に掲げる融資に係るもの

(7) 農業を営む個人に対する融資で、その融資額（既貸付金の残高がある場合には、融資額及び当該残高の合計額。（イ）及び（ウ）において同じ。）が1億円以下のもの

(イ) 農業を営む法人等に対する融資で、その融資額が  
2億円以下のもの

(ウ) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業者等が主たる構成員となっている団体等（事業が県全域にわたる団体を除く。）に対する融資で、その融資額が15億円以下のもの

イ 農業で豊かなライフスタイル応援資金利子補給金交付  
要綱（平成28年5月20日付け28農振第124号農政部長通  
知）第4第2号の規定による融資の承認

別表第2の5の(25)を削り、同(26)を同(23)とし、同(27)から(36)までを同(24)から(33)までとし、同(37)のアを削り、同イを同アとし、同ウからオまでを同イからエまでとし、同(37)を同(34)とし、同(38)を同(35)とし、同(39)を削り、同(40)を同(36)とし、同(41)中「平成14年4月24日付け14農村第82号農政部長通知」を「平成29年2月22日付け28農整第871号農政部長通知」に改め、同(41)を同(37)とし、同(42)のアの(カ)中「地方事務所」を「地域振興局」に改め、同(42)を同(38)とし、同(43)を同(39)とし、同(44)を同(40)とし、同(45)のア中「(サ)から(セ)」を「(セ)から(チ)」に改め、同(チ)中「地方事務所」を「地域振興局」に改め、同(リ)を同(リ)とし、同(サ)から(セ)までを同(セ)から

(*フ*)までとし、同(*ゴ*)中「(知事が指定する組合を除く。)」を削り、同(*ゴ*)を同(*ヌ*)とし、同(*ケ*)を同(*シ*)とし、同(*ク*)を同(*サ*)とし、同(*カ*)の次に次の事項を加える。

- (イ) 第100条の8第1項の規定による生産森林組合の組織変更の認可
  - (カ) 第100条の16の規定による生産森林組合の組織変更の認可
  - (コ) 第100条の22第1項の規定による生産森林組合の組織変更の認可

別表第2の5の(45)のイ中「長野地方事務所長」を「長野地域振興局長」に改め、同(45)を同(41)とし、同(46)を同(42)とし、同(47)のアの(7)のc中「(69)のアの(7)及び(1)」を「38の(2)のアの(1)及び(ウ)」に、「(69)のアの(オ)」を「38の(2)のアの(カ)」に改め、同f、同(ウ)、同ウの(ウ)及び同ケの(1)中「地方事務所」を「地域振興局」に改め、同(47)を同(43)とし、同(48)中「及び保安林施設地区」を削り、同(48)を同(44)とし、同(49)のア中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改め、同(49)を同(45)とし、同(50)を同(46)とし、同(51)のアの(7)のa、同(1)のb及び同(ウ)中「地方事務所」を「地域振興局」に改め、同(51)を同(47)とし、同(52)を同(48)とし、同(53)を同(49)とし、同(54)を削り、同(55)を同(50)とし、同(56)中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「地方事務所」を「地域振興局」に改め、同ア中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同イ中「第9条第1項」を「第8条第1項」に、「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同ウ中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同エ中「第10条第2項」を「第9条第2項」に改め、同オ中「第37条第1項」を「第46条第1項」に改め、同カ中「第37条第3項」を「第46条第4項」に改め、同キ中「第38条第1項」を「第47条第1項」に改め、同(56)を同(51)とし、同(57)を同(52)とし、同(58)を同(53)とし、同(59)のウ中「地方事務所」を「地域振興局」に改め、同(59)を同(54)とし、同(60)のエ中「第19条第1項」を「第19条第2項」に改め、同(60)を同(55)とし、同(61)を同(56)とし、同(62)のウの(7)、同シの(7)並びに同スの(7)及び(シ)中「地方事務所」を「地域振興局」に改め、同(62)を同(57)とし、同(63)から(65)までを同(58)から(60)までとし、同(66)に次の事項を加える。

エ 登山計画書回収事務費補助金交付要綱（平成28年3月31日付け27山観第169号観光部長通知）の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(66)を同(61)とし、同(67)中「地方事務所」を「地域振興局」に改め、同(67)を同(62)とし、同(68)から(76)までを削り、同(77)を同(63)とし、同(78)を同(64)とし、同(79)を同(65)とし、同5に次の事項を加える。

## (66) 火山対策に関する事項

火山ハザードマップ等作成支援事業補助金交付要綱（平成28年5月11日付け28危第45号危機管理部長通知）の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5を同4とし、同4の後に次の事項を加える。

## 5 県税事務所長に委任する事項

### (1) 県税に関する事項

ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者に対する報償金交付要綱（昭和42年4月17日付け42税第67号総務部長通知）の規定に基づく報償金の交付（東信県税事務所長、南信県税事務所長、中信県税事務所長及び総合県税事

務所長に限る。)

(2) 納税貯蓄組合に関する事項

ア 納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）の規定に基づく次の事項（納税貯蓄組合が2以上の県税事務所の管轄区域にわたる場合を除く。イにおいて同じ。）

(7) 第2条第1項の規定による規約の届出の受理

(イ) 第11条の規定による質問検査

(ウ) 第13条の規定による解散の届出の受理

イ 紳士貯蓄組合法施行令（昭和26年政令第99号）第2条第1項の規定による証明書の交付

別表第2の52を同53とし、同48から51までを同49から52までとし、同47の(4)中「48の(4)」を「49の(4)」に改め、同(8)及び(9)を削り、同47を同48とし、同46を同47とし、同45の(8)中「中学校」を削り、「高等学校」の次に「（長野県飯山高等学校、長野県下高井農林高等学校、長野県中野西高等学校、長野県須坂東高等学校、長野県須坂高等学校、長野県須坂創成高等学校、長野県長野吉田高等学校、長野県長野高等学校、長野県長野西高等学校、長野県長野東高等学校、長野県長野南高等学校、長野県篠ノ井高等学校、長野県更級農業高等学校、長野県坂城高等学校、長野県上田千曲高等学校、長野県上田高等学校、長野県上田東高等学校、長野県東御清翔高等学校、長野県軽井沢高等学校、長野県佐久平総合技術高等学校、長野県岩村田高等学校、長野県野沢北高等学校、長野県野沢南高等学校、長野県小海高等学校、長野県富士見高等学校、長野県諏訪実業高等学校、長野県諏訪二葉高等学校、長野県岡谷南高等学校、長野県岡谷工業高等学校、長野県辰野高等学校、長野県上伊那農業高等学校、長野県高遠高等学校、長野県伊那北高等学校、長野県伊那弥生ヶ丘高等学校、長野県赤穂高等学校、長野県松川高等学校、長野県飯田高等学校、長野県飯田風越高等学校、長野県下伊那農業高等学校、長野県阿南高等学校、長野県田川高等学校、長野県梓川高等学校、長野県松本工業高等学校、長野県松本美須ヶ丘高等学校、長野県松本深志高等学校、長野県明科高等学校、長野県豊科高等学校、長野県南安曇農業高等学校及び長野県池田工業高等学校に限る。）」を加え、「次の事項」を「児童手当法第7条の規定による認定」に改め、同アからウまでを削り、同45を同46とし、同41から44までを同42から45までとし、同40中「37の(7)」を「38の(7)」に改め、同40を同41とし、同39を同40とし、同38中「37の(12)」を「38の(12)」に改め、同38を同39とし、同37の(1)のス中「シ」を「ネ」に改め、同スを同ノとし、同シの次に次の事項を加える。

ス 厚生住宅建設補助金交付要綱（昭和34年長野県告示第329号）の規定に基づく補助金の交付（長野県安曇野建設事務所長、長野県千曲建設事務所長及び長野県須坂建設事務所長を除く。セからネまでにおいて同じ。）

セ 集会所建設補助金交付要綱（昭和45年長野県告示第182号）の規定に基づく補助金の交付

ソ 長野県住宅改修資金補助金交付要綱（昭和46年長野県告示第535号）の規定に基づく補助金の交付

タ 防火水そう設置事業補助金交付要綱（昭和46年長野県告示第630号）の規定に基づく補助金の交付

チ 災害復興住宅建設事業補助金交付要綱（昭和57年長野県告示第740号）の規定に基づく補助金の交付

ツ 地域景観整備事業補助金交付要綱（平成6年4月20日付け6建景第7号住宅部長通知）の規定に基づく補助金

の交付

テ 住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成14年7月12日付け14建第307号住宅部長通知）の規定に基づく補助金の交付

ト ふるさと信州・環の住まい認定要綱（平成22年2月26日付け21住第451号建設部長通知）の規定に基づく事務

ナ 信州型住宅リフォーム助成金交付要綱（平成24年3月6日付け23住第401号建設部長通知）の規定に基づく助成金の交付

ニ ビューポイント整備事業補助金交付要綱（平成25年4月1日付け25建指第9号建設部長通知）の規定に基づく補助金の交付

ヌ 信州健康エコ住宅助成金交付要綱（平成28年3月23日付け27建住第485号建設部長通知）の規定に基づく助成金の交付

ネ 災害危険住宅対策事業補助金交付要綱（平成29年3月22日付け28建住第535号建設部長通知）の規定に基づく補助金の交付

別表第2の37の(2)中「事項」の次に「（アの(イ)から(ヒ)まで、イ及びウについては、長野県安曇野建設事務所長、長野県千曲建設事務所長及び長野県須坂建設事務所長を除く。）」を加え、同(2)のアを次のように改める。

ア 都市計画法の規定に基づく次の事項

(7) 第23条第6項の規定による都市計画施設を管理することとなる者との協議。ただし、あらかじめ知事の承認を要するものとする。

(4) 第29条第1項の規定による開発行為の許可（市街化調整区域内にあっては、第34条第13号に該当するもの、区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域内にあっては開発区域の面積が4万平方メートル以下のものに限る。）

(ウ) 第29条第2項の規定による開発行為の許可（開発区域の面積が4万平方メートル以下のものに限る。）

(イ) 第34条第13号の規定による既存の権利者の届出の受理

(オ) 第34条の2第1項の規定による開発行為の協議（市街化調整区域内にあっては第34条第13号に該当するもの、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域並びに都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内にあっては開発区域の面積が4万平方メートル以下のものに限る。第35条の2第4項の規定において準用する場合を含む。）

(カ) 第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可（(イ)及び(ウ)に係るものに限る。）

(キ) 第35条の2第3項の規定による開発行為の変更の届出の受理（(イ)、(ウ)及び(オ)に係るものに限る。）

(ク) 第36条第1項の規定による工事の完了の届出の受理（市街化区域及び市街化調整区域外の区域内にあっては、開発区域の面積が4万平方メートル以下のもの（変更許可後において4万平方メートルを超えるものを含む。）に限る。(ク)及び(コ)において同じ。）

(ケ) 第36条第2項の規定による工事の検査及び検査済証の交付

- (コ) 第36条第3項の規定による工事完了の公告
- (サ) 第37条第1号の規定による承認 ((イ)、(ウ)、(オ)及び(カ)に係るものに限る。(シ)から(セ)まで及び(チ)において同じ。)
- (ヨ) 第38条の規定による届出の受理
- (ハ) 第42条第1項ただし書の規定による許可
- (セ) 第42条第2項の規定による国の機関との協議
- (リ) 第43条第1項の規定による許可 (都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号のニに該当するものに限る。)
- (フ) 第43条第3項の規定による協議 (都市計画法施行令第36条第1項第3号のニに該当するものに限る。)
- (ヘ) 第45条の規定による承認
- (ヨ) 第46条の規定による登録簿の調製及び保管
- (フ) 第47条第1項の規定による登録簿への登録
- (ト) 第47条第2項及び第3項の規定による登録簿への附記
- (ハ) 第47条第4項の規定による登録簿の修正
- (ニ) 第47条第5項の規定による登録簿の閲覧及びその写しの交付
- (ヌ) 第80条第1項の規定による報告の徴収等 (第3章第1節に係るものに限る。(ヌ)から(ヒ)まで及び(イ)において同じ。)
- (ホ) 第81条第1項の規定による監督処分
- (ロ) 第81条第2項の規定による代執行及び公告
- (ハ) 第81条第3項の規定による公示
- (ヒ) 第82条第1項の規定による立入検査

別表第2の37の(2)のイを同エとし、同アの次に次の事項を加える。

- イ 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定による証明書の交付
- ウ 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則(昭和46年長野県規則第7号)第11条第1項の規定による届出の受理 (アの(イ)、(ウ)、(オ)、(カ)、(リ)及び(チ)に係るものに限る。)

別表第2の37の(15)のキの(7)のb中「建築基準法」の次に「(昭和25年法律第201号)」を加え、同37に次の事項を加える。

- (22) 地球温暖化対策に関する事項(長野県安曇野建設事務所長、長野県千曲建設事務所長及び長野県須坂建設事務所長を除く。(23から(31)までにおいて同じ。)

- 長野県地球温暖化対策条例の規定に基づく次の事項
- ア 第20条第2項の規定による届出の受理
  - イ 第20条第3項の規定による届出の受理
  - ウ 第20条第4項の規定による公表
  - エ 第21条第2項の規定による届出の受理
  - オ 第21条第3項の規定による届出の受理
  - カ 第21条第4項の規定による公表
  - キ 第22条第2項の規定による届出の受理
  - ク 第22条第3項の規定による届出の受理
  - ケ 第22条第4項の規定による公表
  - コ 第29条第3項の規定による報告の徴収等
  - サ 第31条第3項の規定による勧告
  - シ 第32条の規定による公表(コ及びサに掲げる事務に係

るものに限る。)

(23) 福祉のまちづくりに関する事項

- 長野県福祉のまちづくり条例の規定に基づく次の事項(建築物(アからオまでにおいては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上のものを除く。)及び路外駐車場に係るものに限る。)
- ア 第16条第1項の規定による届出の受理
  - イ 第16条第2項の規定による届出の受理
  - ウ 第16条第3項の規定による届出の受理
  - エ 第17条の規定による指導及び助言
  - オ 第18条の規定による勧告
  - カ 第19条の規定による公表及び意見聴取
  - キ 第21条第2項の規定による適合証の交付
  - ク 第21条第3項の規定による適合証の返還の請求
  - ケ 第23条第1項の規定による報告の徴収(国、地方公共団体又は第25条第1項の規則で定める公共的団体に対するものを除く。)
  - コ 第23条第2項の規定による指導及び助言
  - サ 第24条第1項の規定による立入調査及び質問

(24) 県営住宅等の管理に関する事項

- ア 公営住宅法(昭和26年法律第193号)の規定に基づく次の事項(住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第29条及び県営住宅等に関する条例(昭和35年長野県条例第33号)第31条において準用する場合を含む。)
- (7) 第27条第3項ただし書、第4項ただし書、第5項及び第6項の規定による承認
- (イ) 第30条第1項の規定による住宅のあつせん等
- (ウ) 第32条第1項の規定による県営住宅明渡しの請求
- (エ) 第32条第6項の規定による通知
- (オ) 第34条の規定による収入状況の報告の請求等
- (カ) 第37条第5項の規定による入居者に対する通知
- (キ) 第49条第1項の規定による報告の徴収又は実地検査
- イ 県営住宅等に関する条例の規定に基づく次の事項(同条例第29条及び第31条において準用する場合を含む。)
- (7) 第3条の規定による入居者の公募(新たに設置した県営住宅の最初の入居者の公募を除く。)
- (イ) 第5条の規定による入居許可の申請の受理
- (ウ) 第6条の規定による入居者の選考及び入居の許可
- (エ) 第8条の規定による入居許可の通知
- (オ) 第9条の規定による誓約書の受理、入居すべき日の指定及び入居許可の取消
- (カ) 第10条第2項(第20条第2項及び第23条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃の額の通知
- (キ) 第10条の2第1項の規定による収入の申告の受理
- (ク) 第10条の2第2項の規定による収入の認定等
- (ケ) 第10条の2第3項の規定による意見の申出の受理
- (コ) 第10条の2第4項の規定による収入の更正等
- (シ) 第14条第1項(第23条の2第3項及び第25条第4項において準用する場合を含む。)の規定による家賃の減免及び徴収猶予(県営住宅等に関する規則(昭和44年長野県規則第30号)別表第3の1の条例第14条第1項第4号の場合の項の2によるものを除く。)

(イ) 第15条の規定による入居者の修繕義務等の選択  
 (カ) 第19条の規定による明渡しの届出の受理及び知事の指定する職員の指定  
 (セ) 第22条の規定による高額所得者に対する通知  
 (リ) 第23条第1項の規定による高額所得者に対する県営住宅明渡し請求  
 (ナ) 第23条第3項の規定による期限の延長  
 (ハ) 第23条の3第1項の規定による入居者に対する県営住宅明渡し請求  
 (ヲ) 第24条第1項の規定による県営住宅建替事業による明渡し請求  
 (イ) 第24条第3項の規定による入居の申請の受理  
 (ト) 第24条の2の規定による家賃の減額  
 (ナ) 第24条の3の規定による使用の許可  
 (ニ) 第24条の6の規定による入居の許可  
 (ヌ) 第25条第1項の規定による共同施設の使用の許可  
 (ホ) 第26条の9の規定による協定の締結  
 (カ) 第27条第1項の規定による立入検査等  
 (ハ) 第30条の規定による県営改良住宅の入居の許可  
 ウ 県営住宅等に関する規則第22条第2項（第23条及び第24条において準用する場合を含む。）の規定による県営住宅管理人の任命  
 エ 県営住宅建替事業等実施要綱（平成3年1月25日付け2住第319号住宅部長通知）の規定に基づく次の事項  
 (フ) 第4の規定による募集停止の措置（第16において準用する場合を含む。（イ）及び（シ）から（カ）までにおいて同じ。）  
 (イ) 第5第2項の規定による対象入居者に対する周知  
 (カ) 第7の規定による仮住居及び移転入居住宅の確保  
 (リ) 第9第1項の規定による仮住居の提供又はあつせん  
 (ナ) 第9第2項の規定による仮住居借受申請の受理  
 (ヌ) 第9第3項の規定による仮住居決定の通知  
 (ホ) 第11第2項の規定による家賃の減免  
 (カ) 第11第4項の規定による家賃減免の通知  
 (ヌ) 第11第5項の規定による家賃の補助  
 (リ) 第11第6項の規定による減免措置又は補助の打切り  
 (ナ) 第11第7項の規定による減免措置又は補助の取消し  
 (シ) 第12第1項の規定による移転補償の協議  
 (カ) 第12第2項の規定による移転補償金の支払い  
 (セ) 第12第3項の規定による請求の受理  
 (リ) 第13第1項の規定による申込みの受理  
 (カ) 第13第2項の規定による入居すべき住宅番号の決定及び通知  
 (ナ) 第14（第15第1項において準用する場合を含む。）の規定による家賃減額の通知  
 (リ) 第16の規定により準用される第5第1項の規定による入居者に対する周知  
 オ 工事の施行（契約額が800万円以上の工事の検査及び契約額が500万円以上の工事に係る測量、調査、設計等の委託業務の検査を除く。）。ただし、予定価格が8,000万円以上の工事の請負契約及び委託予定価格が1,200万円以上の測量、調査、設計等の委託契約に係る業者の選定については、あらかじめ知事の承認を要するものとす

る。

(カ) 優良宅地等の認定に関する事項  
 租税特別措置法の規定による優良宅地等認定事務取扱要綱（昭和49年長野県告示第227号）の規定に基づく認定事務（区域の面積が4万平方メートル以下のものに限る。）

(カ) 建築に関する事項  
 ア 建築基準法の規定に基づく建築物に関する次の事項（（ヤ）、（カ）及び（リ）においては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係るもの）を除く。）  
 (フ) 第6条の2第5項（第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告書の受理  
 (リ) 第6条の2第6項（第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知  
 (カ) 第6条の2第7項（第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置  
 (カ) 第7条の2第6項（第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理  
 (カ) 第7条の2第7項（第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置  
 (カ) 第7条の4第6項（第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理  
 (カ) 第7条の4第7項（第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による措置  
 (カ) 第7条の6第1項第1号（第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定  
 (カ) 第7条の6第3項（第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用認定報告書の受理  
 (カ) 第7条の6第4項（第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知  
 (カ) 第9条（第88条第1項から第3項まで及び第90条第3項（第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）及び第88条第1項において準用する場合を含む。）及び第88条第1項において準用する場合を含む。）及び第88条第1項において準用する場合を含む。）

用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による違反建築物に対する措置

(イ) 第10条(第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物に対する措置

(ア) 第12条第1項(第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理

(乙) 第12条第3項(第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理

(イ) 第12条第5項(第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収

(カ) 第12条第6項(第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。)の規定による帳簿等の提出の要求

(チ) 第12条第7項(第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。)の規定による立入検査

(ウ) 第12条第8項(第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。)の規定による台帳の整備及び保存

(エ) 第14条の規定による建築主事を置く市町村の長に対する勧告、助言又は援助

(オ) 第16条の規定による建築主事を置く市町村の長に対する報告又は統計資料の提出の要求

(カ) 第18条第24項第1号(第87条の2(第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定

(ニ) 第42条の規定による道路の指定

(ヌ) 第43条第1項ただし書の規定による許可

(ホ) 第45条の規定による私道の変更又は廃止の制限

(カ) 第55条第2項の規定による認定

(ハ) 第77条の32第1項の規定による通知その他必要な措置

(ヒ) 第77条の32第2項の規定による指示

(フ) 第85条第5項の規定による仮設建築物の許可

(ア) 第86条第1項(第86条の2第8項において準用する場合を含む。)の規定による認定

(イ) 第86条第2項(第86条の2第8項において準用する場合を含む。)の規定による認定

(ウ) 第86条第8項の規定による公告((ハ)及び(ホ)の認定に係るものに限る。)

(エ) 第86条の2第1項の規定による認定

(ム) 第86条の2第6項の規定による公告((ミ)の認定に係るものに限る。)

(ク) 第86条の5第2項の規定による認定の取消し

(ク) 第86条の5第4項の規定による公告((ク)の取消しに係るものに限る。)

(ヤ) 第86条の8第1項の規定による全体計画の認定

(イ) 第86条の8第3項の規定による全体計画の変更の認定

(ヨ) 第86条の8第4項の規定による報告の徴収

(カ) 第86条の8第5項の規定による改善命令

(リ) 第86条の8第6項の規定による認定の取消し

(ル) 第90条の2(第87条の2(第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による工事中の特殊建築物等に対する措置命令

(レ) 第90条の3(第87条の2(第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による工事中における安全上の措置等に関する計画の届出の受理

イ 建築基準法の規定に基づく建築協定に関する次の事項

(7) 第73条第1項の規定による建築協定の認可

(イ) 第73条第2項(第74条第2項、第75条の2第4項及び第76条の3第4項において準用する場合を含む。)の規定による公告

(カ) 第74条第1項(第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による建築協定の変更の認可

(オ) 第74条の2第3項の規定による届出の受理

(ホ) 第74条の2第4項の規定による公告

(カ) 第75条の2第1項の規定による書面の受理

(ホ) 第75条の2第2項の規定による書面の受理

(カ) 第76条第1項(第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による建築協定の廃止の認可

(カ) 第76条第2項(第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による公告

(カ) 第76条の3第2項の規定による建築協定の認可

ウ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第115条の2第1項第4号の規定による承認

エ 長野県建築基準条例(昭和46年長野県条例第40号)の規定に基づく次の事項

(7) 第3条の規定による災害危険区域の標識の設置

(イ) 第4条及び第5条の規定による災害危険区域内の建築の許可

オ 建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)第38条第6項の規定による閲覧の停止又は禁止

カ 净化槽法の規定に基づく次の事項

(7) 第5条第1項の規定による特定行政庁に対する届出の受理

(イ) 第5条第3項の規定による浄化槽の設置又は変更の計画に係る変更又は廃止の命令

(カ) 第5条第4項の規定による浄化槽の設置又は変更の計画に係る通知

キ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の規定に基づく次の事項(カ)、(カ)、(カ)及び(カ)から(カ)までにおいては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係るものと除く。)

(7) 第15条第1項の規定による措置命令

(イ) 第15条第2項の規定による通知及び要請

(カ) 第15条第3項の規定による指導及び助言

(イ) 第16条第3項の規定による指導及び助言

(カ) 第17条第3項の規定による計画の認定

(カ) 第17条第5項(第18条第2項において準用する場合を含む。(カ)において同じ。)の規定による計画の通知

(カ) 第17条第8項において準用する建築基準法第12条第

8項の規定による台帳の整備及び保存  
 (カ) 第18条第1項の規定による計画の変更の認定  
 (ク) 第21条の規定による改善命令  
 (コ) 第22条の規定による認定の取消し  
 (ナ) 第23条第1項の規定による認定  
 (ヲ) 第23条第2項において準用する建築基準法第93条第1項の規定による同意を求める申出及び同条第2項の規定による通知の受理  
 (ハ) 第53条第3項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問  
 (セ) 第53条第4項の規定による報告の徴収  
 ク 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定に基づく次の事項（(ナ)から(ハ)まで及び(リ)から(テ)までにおいては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係るものを除く。）  
 (セ) 第7条の規定による報告の受理  
 (イ) 第8条第1項の規定による耐震診断結果の報告命令及び報告内容の是正命令（附則第3条第3項において準用する場合を含む。(ウ)から(カ)までにおいて同じ。）  
 (ウ) 第8条第3項の規定による代執行及び公告  
 (カ) 第12条第1項の規定による指導及び助言  
 (キ) 第12条第2項の規定による指示  
 (ク) 第13条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査  
 (ク) 第15条第1項の規定による指導及び助言  
 (カ) 第15条第2項の規定による指示  
 (ク) 第15条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査  
 (コ) 第16条第2項の規定による指導及び助言  
 (ナ) 第17条第3項の規定による認定  
 (ヲ) 第17条第4項の規定による同意の取得（第18条第2項において準用する場合を含む。(ハ)から(リ)までにおいて同じ。）  
 (ハ) 第17条第5項の規定において準用する建築基準法第93条第1項の規定による同意の取得  
 (セ) 第17条第5項の規定において準用する建築基準法第93条の2の規定による書類の閲覧  
 (リ) 第17条第10項の規定による認定の通知  
 (カ) 第18条第1項の規定による変更の認定  
 (ナ) 第19条の規定による報告の徴収  
 (ク) 第20条の規定による改善命令  
 (テ) 第21条の規定による認定の取消し  
 (ハ) 第22条第2項の規定による認定  
 (ナ) 第23条の規定による認定の取消し  
 (セ) 第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査  
 (ハ) 第25条第2項の規定による認定  
 (キ) 第27条第1項の規定による指導及び助言  
 (カ) 第27条第2項の規定による指示  
 (ク) 第27条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査  
 (ヒ) 附則第3条第1項の規定による報告の受理  
 ケ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定に基づく次の事項（(セ)、(カ)から(キ)まで、(コ)及び(ハ)においては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係る

ものを除く。）  
 (セ) 第10条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による同意  
 (カ) 第10条第8項（第11条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第12条第8項の規定による台帳の整備及び保存  
 (ク) 第10条第8項（第11条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第93条の2の規定による書類の閲覧  
 (カ) 第53条第1項の規定による申請の受理  
 (キ) 第54条第1項の規定による認定  
 (ク) 第54条第2項（第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理  
 (ナ) 第54条第3項（第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知  
 (セ) 第54条第7項（第55条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第12条第8項の規定による台帳の整備及び保存  
 (ク) 第54条第7項（第55条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第93条の2の規定による書類の閲覧  
 (カ) 第55条第1項の規定による変更の認定  
 (ナ) 第56条の規定による報告の徴収  
 (ク) 第57条の規定による改善命令  
 (セ) 第58条の規定による認定の取消し  
 コ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定に基づく次の事項  
 (セ) 第5条第1項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理  
 (カ) 第5条第2項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理  
 (ク) 第5条第3項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理  
 (カ) 第6条第1項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定  
 (ク) 第6条第2項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理  
 (ナ) 第6条第3項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知  
 (セ) 第6条第7項（第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第12条第8項の規定による台帳の整備及び保存  
 (ク) 第6条第7項（第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第93条の2の規定による書類の閲覧  
 (セ) 第7条（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知  
 (カ) 第9条第1項の規定による申請の受理  
 (ナ) 第10条の規定による地位の承継の承認  
 (ク) 第12条の規定による報告の徴収  
 (セ) 第13条第1項の規定による改善命令  
 (ナ) 第13条第2項の規定による改善命令  
 (ク) 第14条第1項の規定による認定の取消し

- |  |  |
|--|--|
| <p>(ア) 第14条第2項の規定による通知<br/>     サ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定に基づく次の事項(イ)から(カ)まで、(ク)から(シ)まで、(セ)から(フ)まで、(ト)及び(ス)から(ハ)までにおいては、地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物に係るものと除く。)</p> <p>(イ) 第8条の規定による指導及び助言</p> <p>(ア) 第14条第1項の規定による是正命令</p> <p>(ウ) 第14条第2項の規定による通知及び要請</p> <p>(イ) 第16条第1項の規定による指示(第15条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付を受けた場合に限る。(オ)及び(カ)において同じ。)</p> <p>(オ) 第16条第2項の規定による措置命令</p> <p>(カ) 第16条第3項の規定による協議</p> <p>(キ) 第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(ケ) 第19条第1項の規定による届出の受理</p> <p>(ケ) 第19条第2項の規定による指示</p> <p>(コ) 第19条第3項の規定による措置命令</p> <p>(サ) 第20条第2項の規定による通知の受理</p> <p>(シ) 第20条第3項の規定による協議</p> <p>(ス) 第21条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(セ) 第29条第1項の規定による申請の受理</p> <p>(リ) 第30条第1項の規定による認定</p> <p>(ケ) 第30条第2項(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の受理</p> <p>(フ) 第30条第3項(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知</p> <p>(リ) 第30条第7項(第31条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第12条第8項の規定による台帳の整備及び保存</p> <p>(ヘ) 第30条第7項(第31条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第93条の2の規定による書類の閲覧</p> <p>(ト) 第31条第1項の規定による変更の認定</p> <p>(オ) 第32条の規定による報告の徴収</p> <p>(ニ) 第33条の規定による改善命令</p> <p>(ヌ) 第34条の規定による認定の取消し</p> <p>(ヌ) 第36条第1項の規定による申請の受理</p> <p>(リ) 第36条第2項の規定による認定</p> <p>(ハ) 第37条の規定による認定の取消し</p> <p>(ヒ) 第38条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(27) 建築士事務所に関する事項<br/>     建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づく次の事項<br/>     ア 第10条の2第2項の規定による報告の徴取及び立入検査(第10条に係るものと除く。)<br/>     イ 第23条の6の規定による報告書の受理<br/>     ウ 第26条の2第1項の規定による報告の徴取及び立入検査(第26条に係るものと除く。)</p> <p>(28) 宅地建物取引業に関する事項<br/>     ア 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規定に基づく次の事項</p> | <p>(ア) 第9条の規定による変更の届出の受理</p> <p>(イ) 第10条の規定による宅地建物取引業者名簿等の閲覧</p> <p>(ウ) 第11条第1項の規定による廃業等の届出の受理</p> <p>(イ) 第21条の規定による死亡等の届出の受理</p> <p>(オ) 第22条の2第6項の規定による宅地建物取引士証の返納の受理</p> <p>(カ) 第50条第2項の規定による届出の受理</p> <p>(キ) 第71条の規定による指導、助言及び勧告</p> <p>(ケ) 第72条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(ケ) 第72条第2項の規定による報告の徴収</p> <p>イ 宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)の規定に基づく次の事項<br/>     (ア) 第4条の4第1項の規定による免許証の返納の受理</p> <p>(イ) 第4条の4第2項の規定による免許証の返納の受理</p> <p>(ウ) 第14条の13第3項ただし書の規定による宅地建物取引士証の書換え交付</p> <p>(オ) 第14条の15第5項の規定による宅地建物取引士証の返納の受理</p> <p>ウ 宅地建物取引業法施行細則(昭和40年長野県規則第11号)第4条第6項の規定による閲覧の停止又は禁止</p> <p>(29) 独立行政法人住宅金融支援機構の業務に係る受託事務に関する事項<br/>     独立行政法人住宅金融支援機構法施行令(平成19年政令第30号)第7条第1項第3号の規定による住宅金融支援機構の業務に係る受託事務</p> <p>(30) 景観の育成に関する事項<br/>     ア 景観法(平成16年法律第110号)の規定に基づく次の事項<br/>     (ア) 第16条第1項の規定による届出の受理(建築物等の新築、増築、改築又は移転にあっては当該行為に係る部分の地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上のもの及び土地の形質の変更にあっては当該変更に係る土地の面積が4万平方メートルを超えるものを除く。(イ)から(コ)まで及びイの(イ)から(カ)までにおいて同じ。)<br/>     (イ) 第16条第2項の規定による届出の受理<br/>     (ウ) 第16条第3項の規定による勧告<br/>     (イ) 第16条第5項の規定による通知の受理<br/>     (オ) 第16条第6項の規定による協議<br/>     (カ) 第17条第1項の規定による命令<br/>     (キ) 第17条第4項の規定による通知<br/>     (ケ) 第17条第5項の規定による命令<br/>     (ケ) 第17条第6項の規定による原状回復等の実施等<br/>     (コ) 第17条第7項の規定による報告の徴収及び立入検査<br/>     (サ) 第22条第1項の規定による許可<br/>     (リ) 第22条第4項(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議<br/>     (ス) 第23条第1項(第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令<br/>     (セ) 第23条第2項(第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令<br/>     (リ) 第26条の規定による命令又は勧告<br/>     (カ) 第31条第1項の規定による許可</p> |
|--|--|

- (フ) 第34条の規定による命令又は勧告
- (ゴ) 第81条第4項の規定による認可
- (ヘ) 第82条第1項（第84条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧
- (ト) 第83条第2項の規定による同意（第90条第3項において準用する場合を含む。）
- (ナ) 第83条第3項の規定による公告及び縦覧並びに明示（第85条第4項、第87条第4項及び第90条第3項において準用する場合を含む。）
- (ニ) 第84条第1項の規定による景観協定の変更の認可
- (ヌ) 第85条第3項の規定による届出の受理
- (ホ) 第87条第1項及び第2項の規定による書面の受理
- (カ) 第88条第1項の規定による景観協定の廃止の認可
- (ハ) 第88条第2項の規定による公告
- (ク) 第90条第1項の規定による景観協定の認可
- イ 長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）の規定に基づく次の事項
  - (フ) 第8条の規定による指導
  - (リ) 第11条第1項の規定による通知の受理及び協議
  - (ル) 第14条第1項の規定による意見聴取
  - (リ) 第14条第2項の規定による公表及び意見聴取
  - (オ) 第15条の規定による通知
  - (カ) 第16条の規定による意見聴取
  - (キ) 第19条の規定による意見聴取
  - (ク) 第20条の規定による意見聴取
  - (ケ) 第24条の規定による意見聴取
  - (ジ) 第25条の規定による意見聴取
  - (ナ) 第30条第1項の規定による届出の受理
  - (ク) 第30条第2項の規定による助言又は指導
- (31) 建設リサイクルに関する事項
  - 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく次の事項
    - ア 第10条第1項の規定による届出の受理
    - イ 第10条第2項の規定による変更の届出の受理
    - ウ 第10条第3項の規定による命令
    - エ 第11条の規定による通知の受理
    - オ 第14条の規定による助言又は勧告
    - カ 第15条の規定による命令
    - キ 第42条第1項の規定による報告の徴収
    - ク 第43条第1項の規定による立入検査（特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。）
- 別表第2の37を同38とし、同16から36までを同17から37までとし、同15中「14の(12)及び(36)から(39)」を「15の(12)及び(36)から(42)」に改め、同15を同16とし、同14の(13)のエを同カとし、同アからウまでを同ウからオまでとし、同ウの前に次の事項を加える。
  - ア 児童福祉法の規定に基づく次の事項
    - (フ) 第19条の3第3項の規定による医療費支給認定
    - (リ) 第19条の3第5項の規定による医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関の指定
    - (ク) 第19条の3第7項の規定による医療受給者証の交付
    - (ナ) 第19条の5第2項の規定による医療費支給認定の変

- 更の認定及び医療受給者証の提出の請求
- (オ) 第19条の5第3項の規定による医療受給者証の記載及び返還
- (カ) 第19条の6第1項の規定による医療費支給認定の取消し
- (キ) 第19条の6第2項の規定による医療受給者証の返還の請求
- イ 児童福祉法施行規則の規定に基づく次の事項
  - (フ) 第7条の9第3項の規定による変更の届出書の受理
  - (リ) 第7条の23第1項の規定による医療受給者証の再交付
- 別表第2の14の(18)のアの(7)中「20の(3)」を「21の(3)」に改め、同(39)を同(42)とし、同(38)を同(41)とし、同(37)を同(40)とし、同(36)の次に次の事項を加える。
  - (37) スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱の規定に基づく受給者証の交付等
  - (38) 遷延性意識障害者医療費給付実施要綱の規定に基づく受給者証の交付等。ただし、第5条第2項の規定による申請に係る決定に当たっては、あらかじめ知事の承認を要するものとする。
  - (39) ウイルス肝炎医療費給付実施要綱の規定に基づく受給者証の交付等。ただし、第5第1項の規定による申請に係る決定に当たっては、あらかじめ知事の承認を要するものとする。
- 別表第2の14を同15とし、同7から13までを同8から14までとし、同6の(15)のアの(リ)中「第39条の3」を「第42条第2項」に、「仮理事」を「一時評議員の職務を行うべき者」に改め、同(フ)中「第59条第1項」を「第59条」に、「事業の概要等」を「計算書類等」に改め、同(ナ)を同(ヒ)とし、同(カ)から(タ)までを同(テ)から(ハ)までとし、同(チ)の前に次の事項を加える。
  - (ス) 第54条の6第2項の規定による新設合併の認可
  - (セ) 第55条の2第1項の規定による社会福祉充実計画の承認
  - (リ) 第55条の2第10項の規定による資料の提供その他協力の要請
  - (カ) 第55条の3第1項の規定による社会福祉充実計画の変更の承認
  - (ナ) 第55条の3第2項の規定による社会福祉充実計画の変更の届出の受理
  - (ク) 第55条の4の規定による社会福祉充実計画の終了の承認
- 別表第2の6の(15)のアの(リ)中「第49条第2項」を「第50条第3項」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同(カ)を同(シ)とし、同(ナ)中「第47条の3」を「第47条の5」に改め、同(ナ)を同(ナ)とし、同(ナ)の前に次の事項を加える。
  - (カ) 第46条の6第4項の規定による清算人の届出の受理
  - (リ) 第46条の6第5項の規定による清算人の届出の受理
- 別表第2の6の(15)のアの(カ)を同(カ)とし、同(リ)を同(リ)とし、同(リ)中「第43条第3項」を「第45条の36第4項」に改め、同(リ)を同(カ)とし、同(カ)中「第43条第1項」を「第45条の36第2項」に改め、同(カ)を同(リ)とし、同(リ)の次に次の事項を加える。
  - (カ) 第45条の6第2項（第45条の17第3項において準

用する場合を含む。) の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任

(1) 第45条の9第5項の規定による評議員会の招集の許可

別表第2の6の(24)中「長野県福祉のまちづくり条例」の次に「(平成7年長野県条例第13号)」を加え、同6を同7とし、同5の次に次の事項を加える。

#### 6 長野県短期大学長に委任する事項

長野県短期大学条例（昭和39年長野県条例第20号）の規定に基づく次の事項

(1) 第6条の規定による授業料の減免

(2) 第7条ただし書の規定による授業料の還付

別表第3の8中「別表第2の37の(6)のウ」を「別表第2の38の(2)のアの(イ)から(ヒ)まで、同(6)のウ」に、「同38及び同40」を「同39及び同41」に、「並びに同(16)のア」を「、同(16)のア、同(22)のコ、同(24)のアの(ウ)及び(ヰ)、同(26)のアの(ワ)、(ヲ)、(ト)及び(ヨ)、キの(ヲ)及び(セ)、クの(カ)、(ケ)、(チ)及び(ハ)、ケの(ヰ)、コの(シ)並びにサの(ヰ)、(ヲ)、(ナ)及び(ヒ)、同(28)のアの(7)から(1)まで及び(カ)から(ケ)まで、イの(ウ)並びにウ並びに同(31)のキ及びク」に改め、同8を同9とし、同7中「別表第2の34の(1)のソ」を「別表第2の35の(1)のソ」に改め、同7を同8とし、同6中「別表第2の14の(1)のアの(ト)」を「別表第2の15の(1)のアの(ト)」に、「同(13)のア及びイ」を「同(13)のウ及びエ」に改め、同6を同7とし、同5中「別表第2の9の(1)のト」を「別表第2の10の(1)のト」に改め、同5を同6とし、同4中「別表第2の7の(1)のアの(ワ)」を「別表第2の8の(1)のアの(ワ)」に改め、同4を同5とし、同3中「別表第2の6の(4)」を「別表第2の7の(4)」に改め、同3を同4とし、同4の前に次の事項を加える。

3 別表第2の4の(3)のアの(7)及び(ヰ)から(フ)まで、同(7)、同(8)のアの(ハ)、イの(セ)、ウの(ク)から(ジ)まで、エ、オの(カ)、キの(シ)、クの(7)、(セ)、(ニ)及び(ス)、ケの(ケ)及び(ツ)から(ト)まで、コの(ウ)及び(ヰ)、サの(テ)、シの(オ)並びにス、同(11)のアの(オ)及び(カ)、同(12)のアの(テ)及びウの(オ)、同(13)のアの(ニ)及び(ヰ)、エの(レ)及び(ロ)、オの(リ)及び(オ)、カの(ケ)及び(コ)、クの(7)、(ナ)及び(ニ)、ケの(ヰ)及び(ケ)、コの(コ)及び(ヰ)、サの(リ)、(イ)及び(ヰ)並びにシ、同(14)のケ及びコ、同(21)、同(29)、同(30)のアの(リ)及びイの(リ)、同(31)、同(32)、同(33)のウの(オ)、同(36)のア、同(38)のコ(検査に限る。)、同(41)のアの(ス)、同(45)のイの(ウ)、同(46)のア(検査に限る。)、同(47)のアの(カ)のd、同(52)のイ及びウ、同(53)、同(56)のカ、コ及びサ並びにシ(報告の徴収及び立入検査に限る。)、同(57)のイの(リ)、ウの(ニ)、エの(ヒ)及び(7)、キ、ケの(ヰ)、コの(リ)及び(ケ)、サの(7)から(オ)まで、(ヰ)及び(ヰ)、ソの(7)から(カ)まで及び(ヰ)並びにタ、同(61)のア並びに同(62)のアの(7)(自然公園法施行令附則第3項第5号に係るものに限る。)並びにイの(ス)、(ミ)、(ム)及び(テ)に掲げる事項

別表第3の2を削り、同1を同2とし、同2の前に次の事項を加える。

1 別表第2の1の(1)に掲げる事項（地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入の収納の事務の委託に係るものに限る。）

別表第5の2中「長野県長野地方事務所」を「長野県長野地域振興局」に改め、同3の(7)及び(8)を削る。

別表第8の2中「地方事務所長」を「地域振興局長」に改め、

同2の(1)を削り、同(2)を同(1)とし、同(1)の次に次の事項を加える。

(2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定に基づく次の事項

ア 第23条第1項の規定による届出の受理

イ 第29条の規定による事業報告書等の受理

別表第8の2の(4)のアの(7)中「(1)まで及び(ヰ)から(ス)」を「(1)まで及び(ヰ)から(セ)」に改め、同(9)から(11)までを削る。

別表第8の12を同13とし、同11中「会計管理者」を「会計局長」に改め、同11を同12とし、同10中「地方事務所長」を「地域振興局長」に改め、同10を同11とし、同9を同10とし、同10の前に次の事項を加える。

#### 9 建設事務所長が専決する事項

(1) 建設業法第3条の規定による建設業の許可の更新（長野県下伊那南部建設事務所長を除く。）

(2) 県営住宅の家賃の徴収等に関する事項（長野県安曇野建設事務所長、長野県千曲建設事務所長及び長野県須坂建設事務所長を除く。③及び④において同じ。）

ア 公営住宅法第32条第3項の規定による金銭の徴収

イ 県営住宅等に関する条例の規定に基づく次の事項（同条例第29条及び第31条において準用する場合を含む。）

(7) 第11条の規定による敷金の徴収及び還付

(4) 第13条（第23条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の徴収

(ウ) 第24条の4の規定による使用料の徴収

(イ) 第25条第2項の規定による使用料の徴収

(3) 宅地建物取引業者の免許等に関する事項

ア 宅地建物取引業法の規定に基づく次の事項

(7) 第3条第1項の規定による免許（更新に限る。①において同じ。）

(4) 第6条の規定による免許証の交付

イ 宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく次の事項

(7) 第4条の2第1項の規定による免許証の書換え交付

(4) 第4条の3第1項の規定による免許証の再交付

(4) 景観の育成に関する事項

長野県景観条例第32条第1項及び第2項の規定による景観育成住民協定の認定及び公表

別表第8の8を削り、同7を同8とし、同3から6までを同4から7までとし、同2の前に次の事項を加える。

#### 3 県税事務所長が専決する事項

県税に関する事項

(1) 長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）第69条の規定による自動車税に係る証明書の交付

(2) 長野県県税に関する規則第3条の規定による徴税吏員証及び検税吏員証の交付

別表第9の1の(3)中「及び長野県伊那運動公園」を削る。

別表第10の1中「地方事務所長」を「地域振興局長」に改め、同1中「次長、副所長」を「副局長、副所長、次長」に改め、同7中「長野県東京事務所長」の次に「、県税事務所長」を加える。

（事務処理規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 事務処理規則の一部を改正する規則（平成26年長野県規則第21号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「地方事務所長」を「地域振興局長」に改め、同項第1号中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

行政改革課